

経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略

（第4次松本市環境基本計画）

令和3年8月

松本市

目 次

第1章 基本的事項	
1 計画策定の背景	4
2 計画策定の目的	4
3 環境分野における動向	4
4 計画の位置付け	6
5 計画の期間	6
6 計画の範囲	6
第2章 松本市の概要	
1 位置・面積	8
2 沿革	9
3 人口	9
4 産業	10
第3章 環境の状況	
1 地球環境	14
2 循環型社会	19
3 生活環境	20
4 自然環境	26
5 快適環境	33
第4章 計画のめざすもの	
1 基本理念	36
2 めざす環境像	36
3 施策の基本方針	37
4 計画の体系	38
5 SDGs と本計画の関係	40
第5章 施策の展開	
1 計画の5つの柱	46
第1の柱 ゼロカーボンに挑むまち（地球環境）	48
第2の柱 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）	52
第3の柱 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）	56
第4の柱 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち（自然環境）	62
第5の柱 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち（快適環境）	66
2 重点戦略	72
重点戦略1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）	74
重点戦略2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）	77
重点戦略3 環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）	80
第6章 計画の進行管理	
1 推進体制	86
2 計画の進行管理	86
3 計画の見直し	87
〈参考資料〉	
第4次松本市環境基本計画策定の経過	90
松本市環境審議会委員名簿	91
松本市環境基本条例	92
用語解説	97

第 1 章 基本的事項

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、松本市環境基本条例に基づく松本市環境基本計画を、平成11年（1999年）12月に策定しました。平成17年（2005年）の四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村との合併に伴う平成19年（2007年）3月の第2次松本市環境基本計画への改訂を経て、平成23年（2011年）7月に第3次松本市環境基本計画を、平成29年（2017年）3月に一部改訂による第3次松本市環境基本計画 平成28年度改訂版を策定しました。

令和2年度（2020年度）をもって前計画の計画期間が満了したことに伴い、国内外の環境に関する動向や松本市を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、これまで以上に総合的・計画的に環境への取組みを推進していくために、第4次松本市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画策定の目的

平成10年（1998年）3月に制定された松本市環境基本条例（以下「条例」という。）は、良好な環境の将来にわたっての維持、地球環境の保全や人と自然との共生の視点から、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、3つの基本理念を掲げています。

松本市環境基本条例の基本理念（第3条）の概要	
1	自然環境の保全と生活環境の維持 本市の恵まれた環境を保全し、健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境を将来にわたって維持します。
2	持続的発展が可能な社会の構築 人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築するために、市、事業者、市民等が役割分担をして、自主的・積極的に行動します。
3	日常的な地球環境保全の取組み 日常の生活や身近な環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、日常生活や通常の事業活動において、地球環境の保全に取り組みます。

松本市環境基本計画は、この理念の実現を目指して、条例に基づいて策定するもので、松本市の環境の保全及び創造を市民、事業者、滞在者、そして行政の協働により、総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

3 環境分野における動向

前計画期間（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））には、国内外で環境行政を取り巻く状況が大きく変化しました。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連総会においては、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための普遍的な目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17 のゴールと 169 のターゲットが設定されており、環境分野にも多くの目標が関わっています。

また、平成 27 年（2015 年）11 月から 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、地球温暖化に係る新たな国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑えることなどを目標とし、この目標達成のため、全ての国に削減目標・行動の提出及び更新が義務付けられるなど、地球温暖化対策の取組みの強化が必要とされています。

こうした国際的な動向を踏まえ、国では、平成 30 年（2018 年）4 月に、「第五次全国環境基本計画」を閣議決定しました。同計画では、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造（図 1-1）、②「世界の範たる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を掲げ、そのためのアプローチとして、SDGs の考え方を活用した、環境・経済・社会の統合的向上の具体化などを挙げています。また、令和 2 年（2020 年）10 月に、「パリ協定」の目標達成に向け、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「カーボンニュートラル・脱炭素社会」を目指すことを表明しました。



資料：第五次全国環境基本計画の概要（環境省）

図 1-1 第五次全国環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

近年においては、海洋プラスチックごみなどの新たな環境問題や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）により余儀なくされた生活様式の変化などにより、新たな視点による施策が求められています。加えて、本市は、令和 3 年（2021 年）4 月の中核市移行に伴い県からの事務権限の移譲を受け、より主体的な環境行政への取組みが求められます。

本計画は、前計画の方向性を維持しつつ、これらの国内外の動向を踏まえ、より効果的な内容とするべく見直しを行い、策定します。

4 計画の位置付け

松本市環境基本計画は、条例第9条の規定に基づき策定するものです。環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱及び環境への配慮の指針を定め、市政の基本方針を示す松本市総合計画の環境面での実現を支えます。また、市の各個別計画の環境面での基本となります。

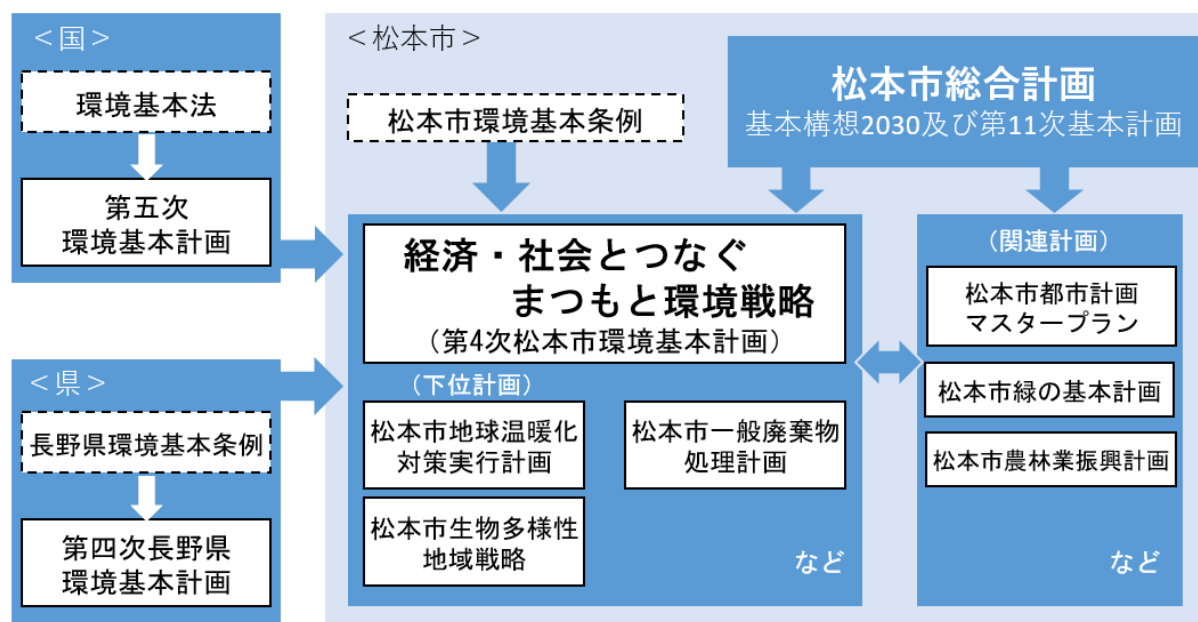


図 1-2 本計画の位置付け

5 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。急激な社会情勢の変化や環境技術の発展、新たな環境問題の発生等により、計画見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

6 計画の範囲

本計画が対象とする地域は、松本市全域とします。

対象とする環境の範囲は、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境及び快適環境に加え、現代社会において環境と複雑に関連する経済・社会等の地域課題も視野に入れ、これらの複数同時解決を目指し分野横断的に取り組みます。

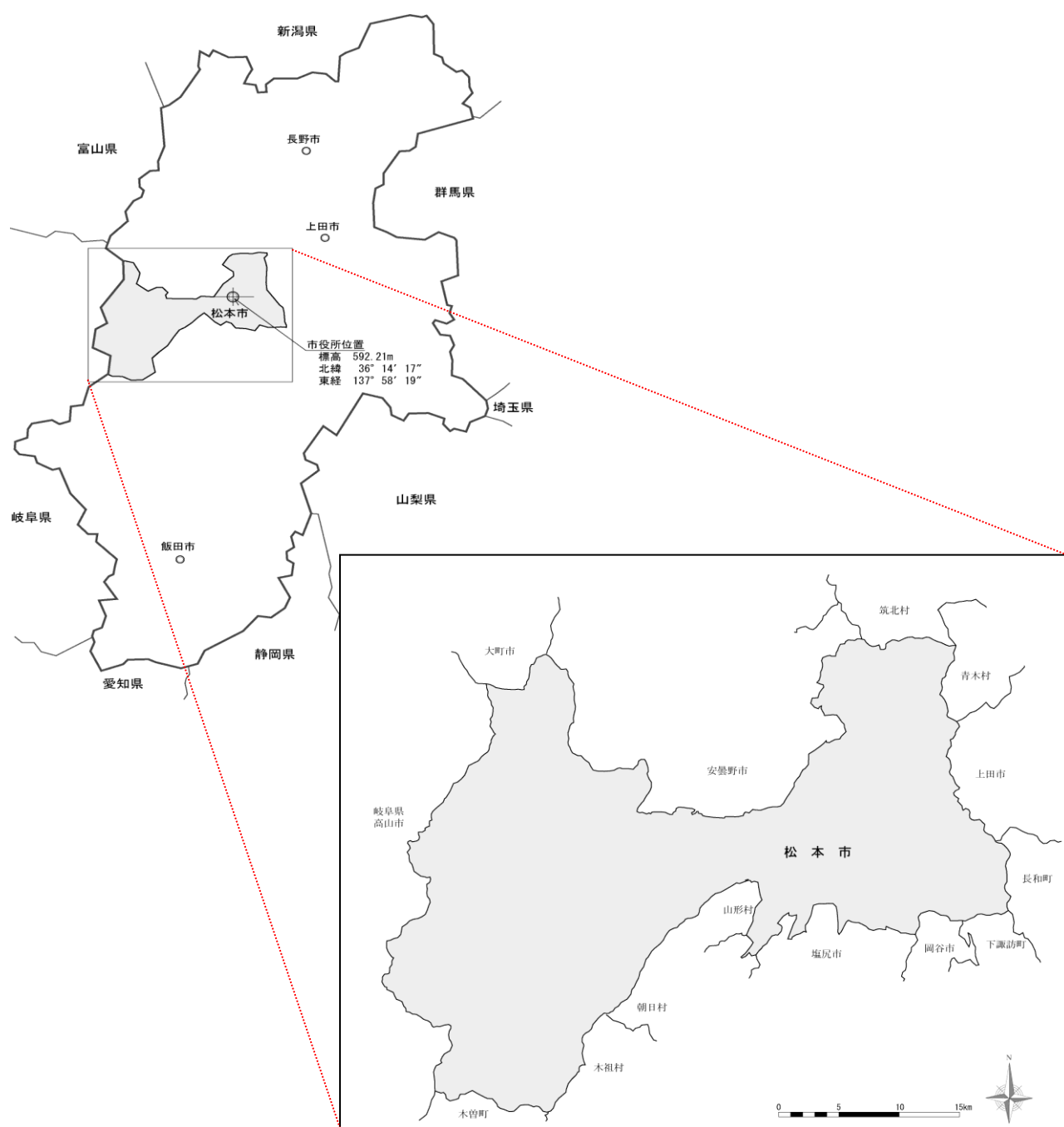
第2章 松本市の概要

第2章 松本市の概要

1 位置・面積

本市は、長野県のほぼ中央から西部に位置（市役所：北緯 36 度 14 分 17 秒、東経 137 度 58 分 19 秒）し、北は大町市、安曇野市、東筑摩郡筑北村に、東は上田市、小県郡青木村、長和町に、南は塩尻市、岡谷市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡朝日村、山形村、木曽郡木曽町、木祖村に、西は岐阜県高山市に接しています。市役所の標高は 592.21m です。

市域は、東西 52.2 km、南北 41.3km、面積は 978.47 km²で、県内で最も広い面積を有しています。



2 沿革

平安時代には信濃国府が置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には松本藩の城下町として栄えました。

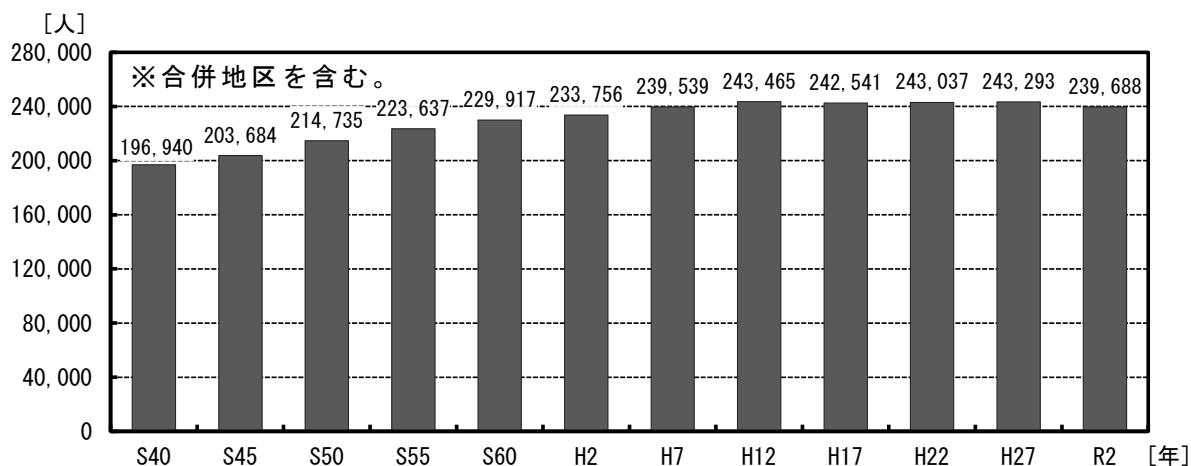
明治40年(1907年)に市制を施行し、平成29年(2017年)には市制施行110周年を迎えました。

地方分権を推進するため、平成12年(2000年)には特例市の指定を受け、更に令和3年(2021年)4月に中核市へと移行しました。松本広域圏の中心都市として、持続可能なまちづくりに取り組んできました。

3 人口

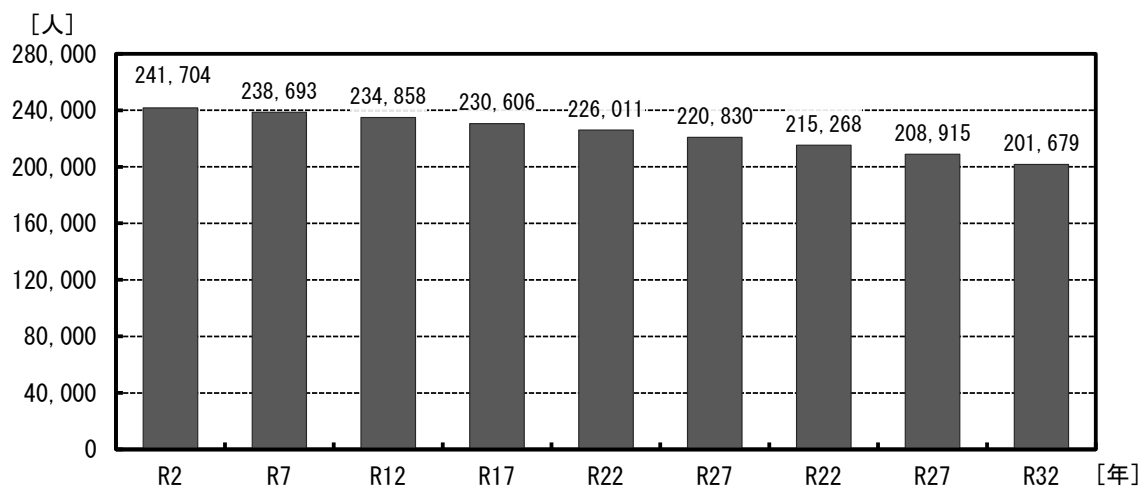
図2-1に示すとおり、松本市の人口は、平成12年(2000年)の国勢調査までは増加傾向にありましたが、平成14年(2002)年をピークに、緩やかな減少傾向に転じました。

今後の人口は図2-2のように減少していくと推計されます。年齢区分別では、年少人口、生産年齢人口が一貫して減少する一方、高齢人口が増え続けており、更なる超少子高齢化の進行が予測されます。



資料：国勢調査（H2～H27）、長野県 毎月人口異動調査（10月1日）（R2）

図 2-1 松本市の人口の推移



資料：松本市人口ビジョン

図 2-2 松本市の人口推計

4 産業

表 2-1 に示すとおり、就業者数は、平成 7 年(1995 年)をピークに減少しています。

就業者数を産業部門別にみると、第一次産業 6,794 人（就業者数の 5.8 パーセント）、第二次産業 28,388 人（同 24.2 パーセント）、第三次産業 82,036 人（同 70.0 パーセント）となっています（平成 27 年（2015 年）値）。

図 2-3 に示すとおり、就業者数の構成割合は、平成 22 年（2010 年）までは第三次産業の割合の拡大が続いていましたが、直近の平成 27 年（2015 年）と平成 22 年（2010 年）とを比べると、第一次産業は 0.2 ポイント低下、第二次産業は 0.5 ポイント上昇、第三次産業は 0.3 ポイント低下となっており、ほぼ横ばいです。

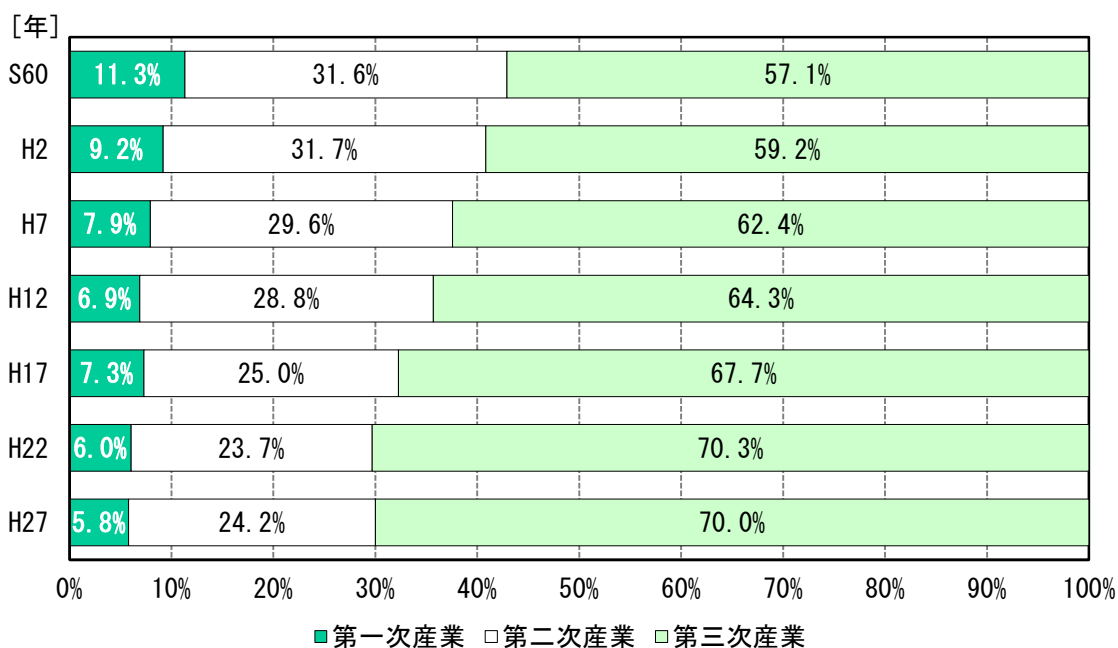
表 2-1 産業別就業者数の推移

単位：人

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
就業人口計	119,582	124,109	130,257	129,867	124,631	119,131	117,218
(内訳)							
第一次産業	13,525	11,405	10,342	8,940	9,086	7,191	6,794
第二次産業	37,774	39,292	38,578	37,393	31,126	28,177	28,388
第三次産業	68,283	73,412	81,337	83,534	84,419	83,763	82,036

各年 10 月 1 日現在
合併地区を含む。

資料：国勢調査



各年 10 月 1 日現在
合併地区を含む。

資料：国勢調査

図 2-3 産業別就業者割合の推移

(1) 農林業

表 2-2 に示すとおり、農業就業者は、平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)の 10 年間で 30.7 パーセント減少し、75 歳以上の割合は、6.5 ポイント増加しています。

表 2-2 農業関連実績値の推移

	H17年	H22年	H27年	R2年
就業人口合計 (人)	9,484	7,798	6,574	4,246
内75歳以上 (割合)	2,533 (26.7%)	2,503 (32.1%)	2,184 (33.2%)	1,547 (36.4%)
総耕地面積 (ha)	7,133	6,714	6,172	5,941

各年 2 月 1 日現在
合併地区を含む。

資料：農林業センサス

(2) 工業

表 2-3 に示すとおり、事業所数は減少傾向、従業員数は減少・増加を繰り返しています。製造品出荷額は増加傾向にあり、情報、食料及び電子の 3 分類で全体の 62.3 パーセントを占めています（平成 30 年（2018 年）実績）。

表 2-3 工業関連実績値の推移

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
事業所数(箇所数)	349	375	318	310	301	
従業員数(人数)	13,825	12,588	13,341	13,811	14,604	
製品出荷額(万円)	48,387,158	48,935,999	50,642,883	50,263,854	58,104,882	
(内訳)	情報	15,552,201	15,896,214	17,741,356	17,544,525	25,780,325
	食料	5,846,640	5,794,126	5,958,545	6,008,353	6,072,202
	電子	3,318,465	3,402,890	3,719,028	3,922,099	4,322,115
	その他	23,669,852	23,842,769	23,223,954	22,788,877	21,930,240

各年 12 月 31 日現在
従業者 4 人以上の事業所

資料：工業統計調査

(3) 商業

本市は、「商都松本」と呼ばれ中信地域の基幹都市として、商業が発展してきました。

表 2-4 に示すとおり、近年、事業所数、従業員数、年間商品販売額は減少傾向にありましたが、平成 26 年(2014 年)から平成 28 年(2016 年)にかけて、いずれも増加に転じました。

表 2-4 商業関連実績値の推移

		H16年	H19年	H24年	H26年	H28年
事業所数（箇所数） （内訳）	卸売業計	3,848	3,538	2,589	2,500	2,712
	小売業計	1,148	1,044	840	814	893
従業員数（人数） （内訳）	卸売業計	2,700	2,494	1,749	1,686	1,819
	小売業計	27,833	26,993	19,348	19,539	22,000
年間商品販売額（円） （内訳）	卸売業計	11,034	10,170	7,512	6,948	8,020
	小売業計	16,799	16,823	11,836	12,591	13,980
年間商品販売額（円）		1,247,918	1,295,502	985,769	892,335	1,061,823
（内訳）	卸売業計	926,257	962,642	760,796	609,033	767,176
	小売業計	321,661	332,860	224,973	283,302	294,648

各年 6 月 1 日現在（H26 年のみ 7 月 1 日現在）
合併地区を含む。

資料：商業統計調査（H16、19、26）
経済センサス（H24、28）

(4) 観光

表 2-5 に示すとおり、本市への観光利用者数は、近年減少傾向にあります。
本市には、様々な観光資源が幅広い範囲に点在しており、中でも高原や温泉などの自然環境を利活用した観光資源は、本市の大きな財産となっています。

表 2-5 観光利用者数の推移

		H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
（内訳）	合計観光利用者数（人）	5,209,055	5,115,958	5,122,699	5,074,807	4,976,849
	国宝松本城	927,055	989,258	921,199	887,707	912,449
	美ヶ原温泉	571,800	554,400	534,600	525,700	515,800
	扉温泉	100,700	101,500	103,900	103,100	94,600
	美ヶ原高原	536,800	453,800	525,800	558,600	491,800
	浅間温泉	663,700	658,000	644,300	632,000	595,900
	美鈴湖	66,400	64,200	76,200	73,500	64,700
	福寿草の里	41,300	35,900	53,100	49,900	47,500
	奈川温泉	36,300	33,800	31,600	30,300	32,600
	奈川高原	97,400	85,400	94,000	91,600	86,200
	上高地	1,236,700	1,232,800	1,226,000	1,238,100	1,240,600
	乗鞍高原	500,700	470,500	480,800	469,800	452,600
	白骨温泉	261,300	244,200	231,000	219,500	241,300
	くだもの道祖神の里（梓水苑）	93,800	121,500	127,200	129,700	133,500
竜島温泉せせらぎの湯	75,100	70,700	73,000	65,300	67,300	

資料：松本市の統計

第3章 環境の状況

第3章 環境の状況

1 地球環境

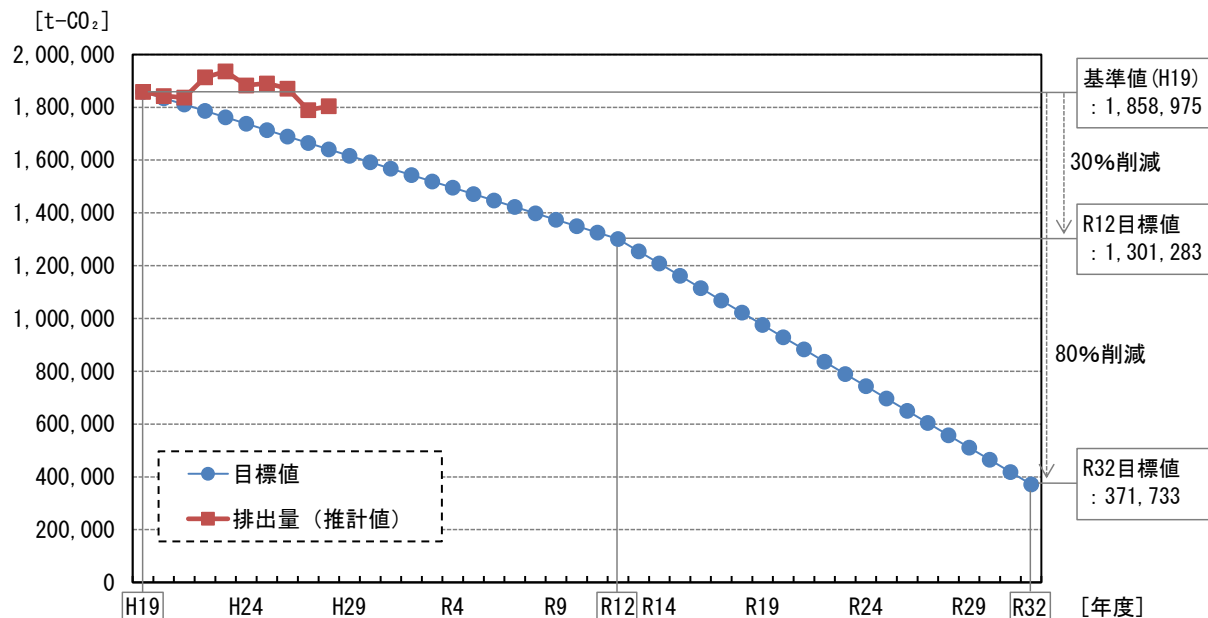
(1) 温室効果ガス

本市では、平成 23 年度(2011 年度)に「松本市地球温暖化対策実行計画」を策定しましたが、概ね 5 年毎に社会情勢等に応じた計画の見直しを行うこととしていることから、国の計画を踏まえ、「松本市地球温暖化対策実行計画(平成 28 年度改訂版)」を策定しました。

この計画では、松本市の気温が 100 年当たり 1.88 度の割合で上昇していることを示した上で、令和 12 年度(2030 年度)までに温室効果ガス排出量を平成 19 年度(2007 年度)比で 30 パーセント削減するとともに、令和 32 年度(2050 年度)までに 80 パーセント以上削減する目標を設定しました。

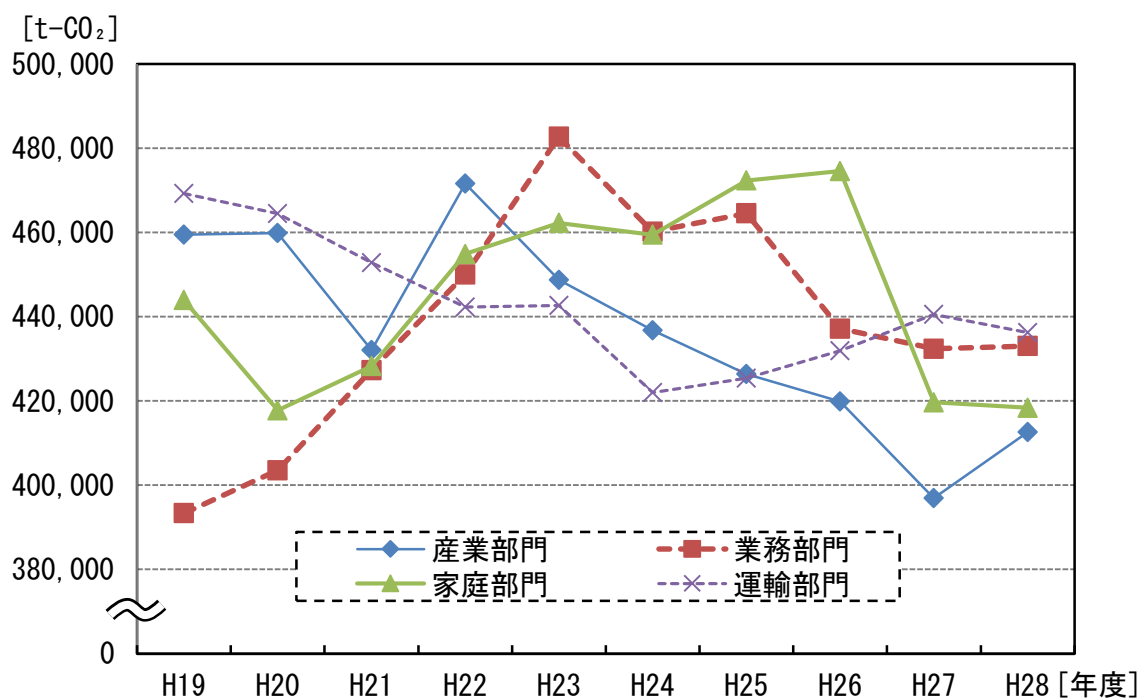
本市の温室効果ガス排出量(推計値)は、基準年以降、平成 21 年度(2009 年度)までは減少傾向にありましたが、その後上昇し、平成 23 年度(2011 年度)でピークとなった後、再び減少傾向となっています。直近値である平成 28 年度(2016 年度)は、1,804,128 トンとなっています。また、全ての年度において年度ごとの目標値を上回っています。

部門別で見ると、図 3-2 のとおり平成 28 年度(2016 年度)の温室効果ガス排出量は、基準年度の平成 19 年度(2007 年度)と比べると業務部門が増加し、その他は減少しています。しかし、全ての部門において増減を繰り返しているため、引き続き推移を見守る必要があります。



資料：松本市地球温暖化対策実行計画
(平成 28 年度改訂版)

図 3-1 本市の温室効果ガス排出量の推移及び目標値



資料：環境・地域エネルギー課

図 3-2 部門別温室効果ガス排出量の推移

(2) 再生可能エネルギー

近年の再生可能エネルギー(発電設備)の導入状況は、表 3-1 に示すとおり、太陽光発電が最も多くなっていますが、小水力発電や消化ガス発電の導入も進んでいます。

住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、平成 13 年度(2001 年度)から市の補助事業を開始し、令和元年度(2019 年度)末までに、累計で 6,515 件の補助金を交付しました。図 3-3 に示すとおり、1 キロワット当たりの設置費用平均単価は年々減少し、現在は平成 13 年度(2001 年度)の約半分程度となっています。また、図 3-4 に示すとおり、設置費用回収期間も半分の 10 年以下になっており、導入しやすい環境が整いつつあります。

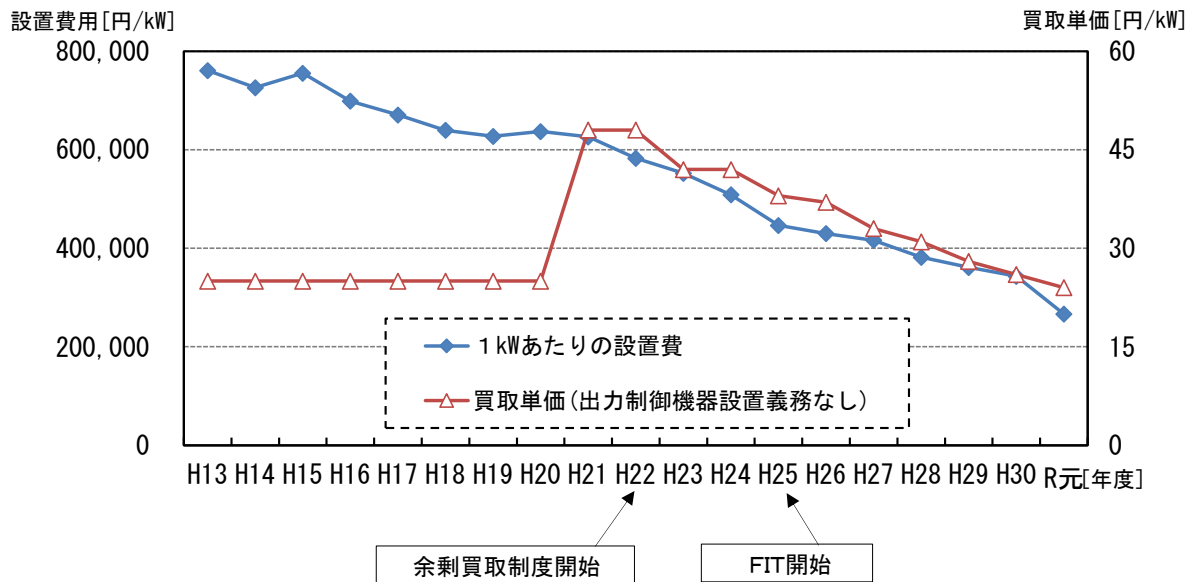
本市における再生可能エネルギーの期待可採量の割合は、図 3-5 に示すとおり、太陽光発電が約 55 パーセントを占めていますが、地熱やバイオマスなど多様な再生可能エネルギーも多く存在しています。

平成 28 年度(2016 年度)に松本市地球温暖化対策実行計画の下位計画として、松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画を策定しました。この中で、再生可能エネルギーの導入目標について、令和 12 年度(2030 年度)に再生可能エネルギー自給率を 20 パーセント、令和 32 年度(2050 年度)に 69 パーセントとしているほか、再生可能エネルギーを活用して事業を興す事業者数を、令和 2 年度(2020 年度)までに 4 件としており、事業化を支援するため、平成 29 年度(2017 年度)に再生可能エネルギー導入支援事業補助金制度を創設し、同年度の 1 件及び令和元年度(2019 年度)の 1 件について、それぞれ 1,000 万円を交付しました。

表 3-1 再生可能エネルギー（発電設備）導入状況

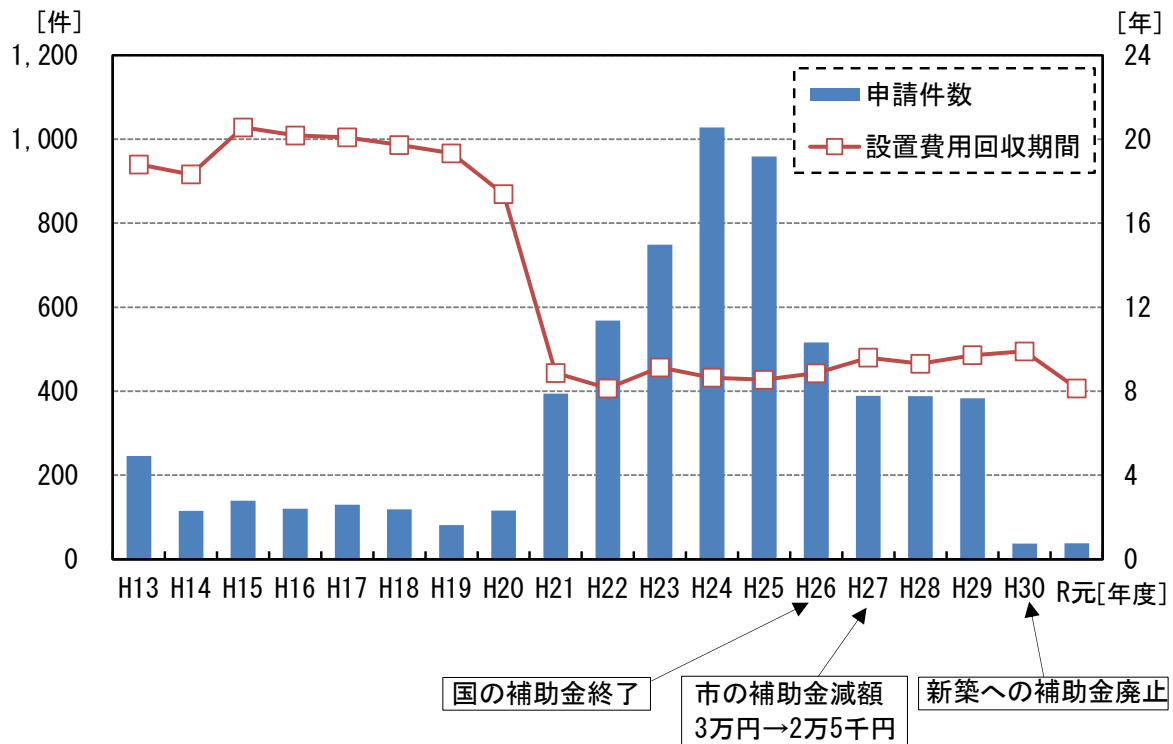
R2年3月末時点（FIT法新制度以降の新規認定分）		導入件数 件	認定件数 件	導入容量 kW	認定容量 kW	
太陽光発電設備	10kW未満	4,842	4,967	22,485	23,166	
	うち自家発電設備併設	38	41	147	161	
	10kW以上	うち50kW未満	2,140	2,402	64,676	76,988
		うち50kW以上500kW未満	2,074	2,331	40,239	48,809
		うち500kW以上1,000kW未満	53	55	11,163	11,543
		うち1,000kW以上2,000kW未満	7	9	4,739	6,121
		うち2,000kW以上	6	7	8,535	10,515
0	0	0	0			
風力発電設備	20kW未満	0	0	0	0	
	20kW以上	0	0	0	0	
水力発電設備	うち洋上風力	0	0	0	0	
	200kW未満	9	9	383	383	
	うち特定水力	0	0	0	0	
	200kW以上	1	2	499	1,199	
	うち特定水力	0	0	0	0	
地熱発電設備	1,000kW以上	0	0	0	0	
	うち特定水力	0	0	0	0	
	5,000kW以上	1	1	6,180	6,180	
バイオマス 発電設備	うち特定水力	0	0	0	0	
	15,000kW未満	0	0	0	0	
バイオマス 発電設備	15,000kW以上	0	0	0	0	
	メタン発酵ガス	1	1	315	315	
	未利用木質	0	0	0	0	
	2,000kW未満	0	0	0	0	
	2,000kW以上	0	0	0	0	
	一般木質・農作物残さ	0	0	0	0	
建設廃材	0	0	0	0		
一般廃棄物・木質以外	0	0	0	0		
合計		6,994	7,382	94,537	108,231	

資料：環境・地域エネルギー課



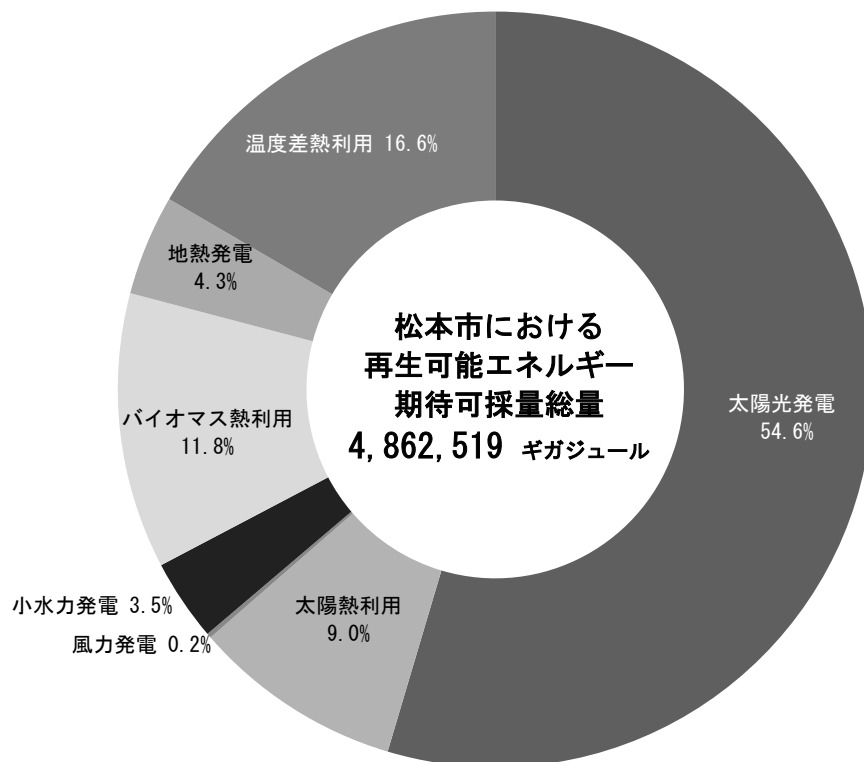
資料：環境・地域エネルギー課

図 3-3 1kW 当たりの設置費用単価と売電単価の推移



資料：環境・地域エネルギー課

図 3-4 住宅用太陽光発電システム設置補助金の申請件数と設置費用回収期間の推移



資料：松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画

図 3-5 再生可能エネルギー期待可採量の種類別割合

(3) 交通

温室効果ガス等による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和を図るためには、「歩く」ことを基本に、歩行者・自転車・公共交通が優先される社会への転換が不可欠です。

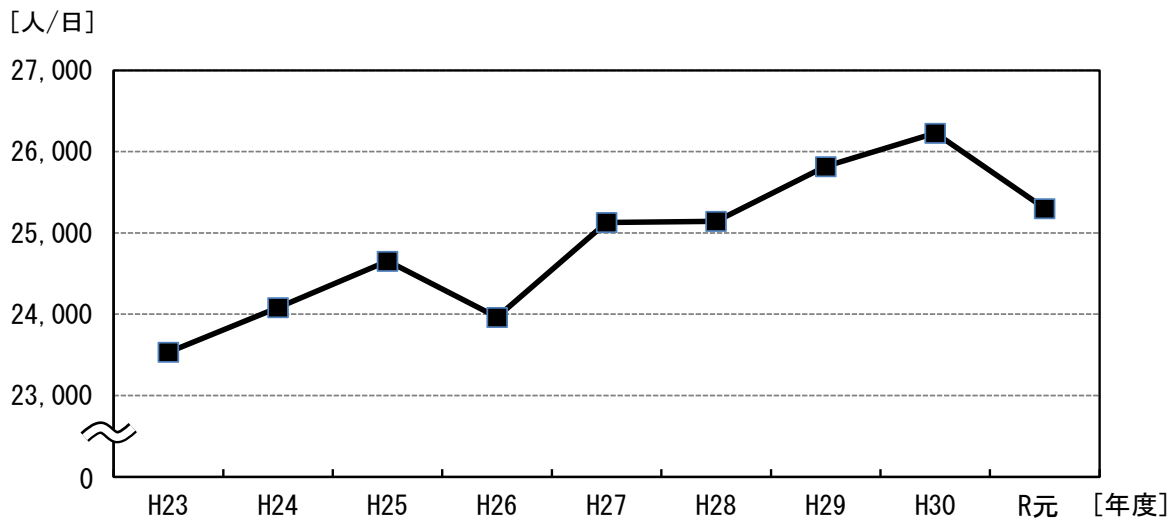
本市の鉄道網は、松本駅を中心に JR 大糸線、JR 篠ノ井線、アルピコ交通上高地線の 3 路線が通っており、松本駅その他、大糸線で 3 駅、篠ノ井線で 3 駅、上高地線で 13 駅あります。

バス網は、松本バスターミナルを主な拠点に一般生活バス路線や高速バス等が運行されています。一般生活バス路線としては、タウンズニーカー 4 路線や信大・横田循環線等 16 路線が運行されています。この他、南部循環線、西部地域コミュニティバス、市営バス四賀線・奈川線、地域バス等が運行されています。

令和元年度（2019 年度）の利用状況として、松本駅の 1 日当たりの利用者数は、JR 東日本公表値が 16,182 人、アルピコ交通公表値が 2,194 人となっています。また、同年度のアルピコ交通路線バスの 1 日当たりの利用者数は、6,926 人となっています。昭和 55 年度（1980 年度）と比べるとバスの利用者は約 10 分の 1 となっており、長期的には減少していますが、近年は横ばい傾向が続いています。

また、公共交通の連携などの利便性の向上に向け、パークアンドライドの設置やシェアサイクル事業にも取り組んでいます。

地域特性に応じた適切な交通手段を、一人一人が“かしこく”選択できる移動環境と、それをシームレスにつなぐ交通体系の構築を図ることが必要です。



資料：公共交通課

図3-6 公共交通利用者数の推移

2 循環型社会

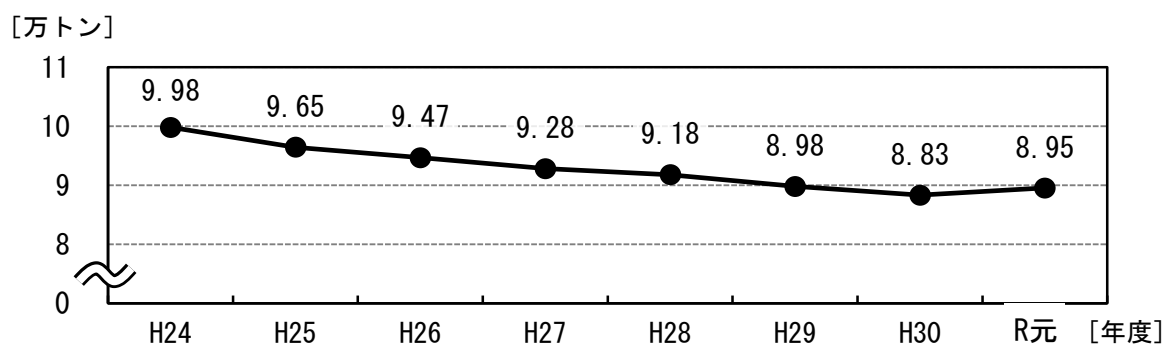
(1) 一般廃棄物

ごみの収集は、ごみの減量化と資源化を推進するため、5 分別（可燃、埋立、資源物、粗大、破碎）25 区分（可燃、埋立、破碎、粗大、容器包装プラスチック、アルミ、スチール、その他金属、新聞、その他紙類（雑誌・本・チラシ等）、段ボール、紙パック、古布、ビール瓶、ジュース瓶、一升瓶、白瓶、茶瓶、その他瓶、ペットボトル、蛍光管・体温計、乾電池、廃食用油、小型家電、スプレー缶・ライター）で実施しています。

図 3-7 に示すとおり、総ごみ量は平成 24 年度（2012 年度）以降、平成 30 年度（2018 年度）まで減少傾向を示していましたが、令和元年度（2019 年度）は増加に転じました。

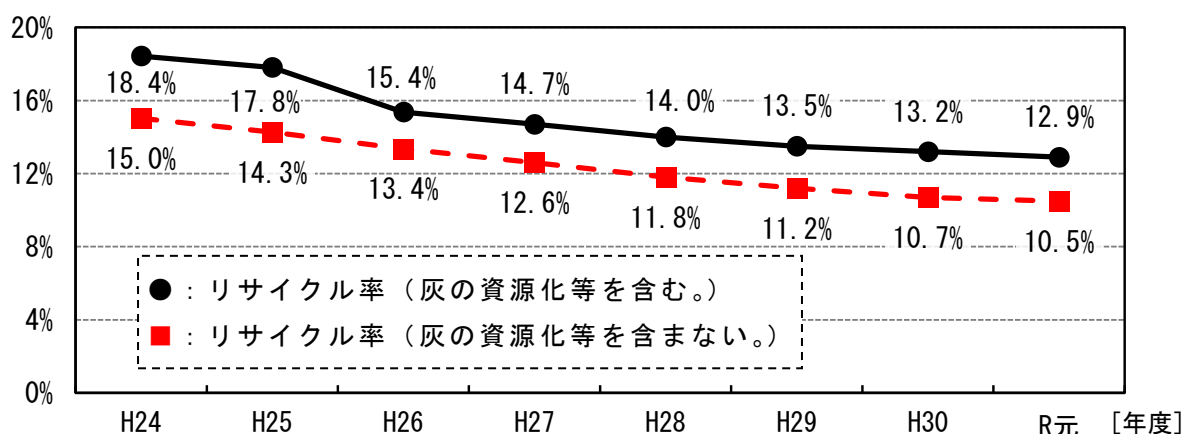
また、図 3-8 に示すとおり、リサイクル率（総ごみ量に占める資源物量の割合）は、近年減少傾向にあります。これは、市が量を把握できない事業者による資源物回収量が増えたことや、新聞・雑誌類の発行部数が減少して紙類の回収量が減ったことに起因すると推測されます。

本市では、「松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）版）」に基づきごみの減量及び適正処理等に取り組んでおり、計画最終年度における目標排出量を 73,016 トンとしています。



資料：環境業務課

図 3-7 一般廃棄物処理量の推移



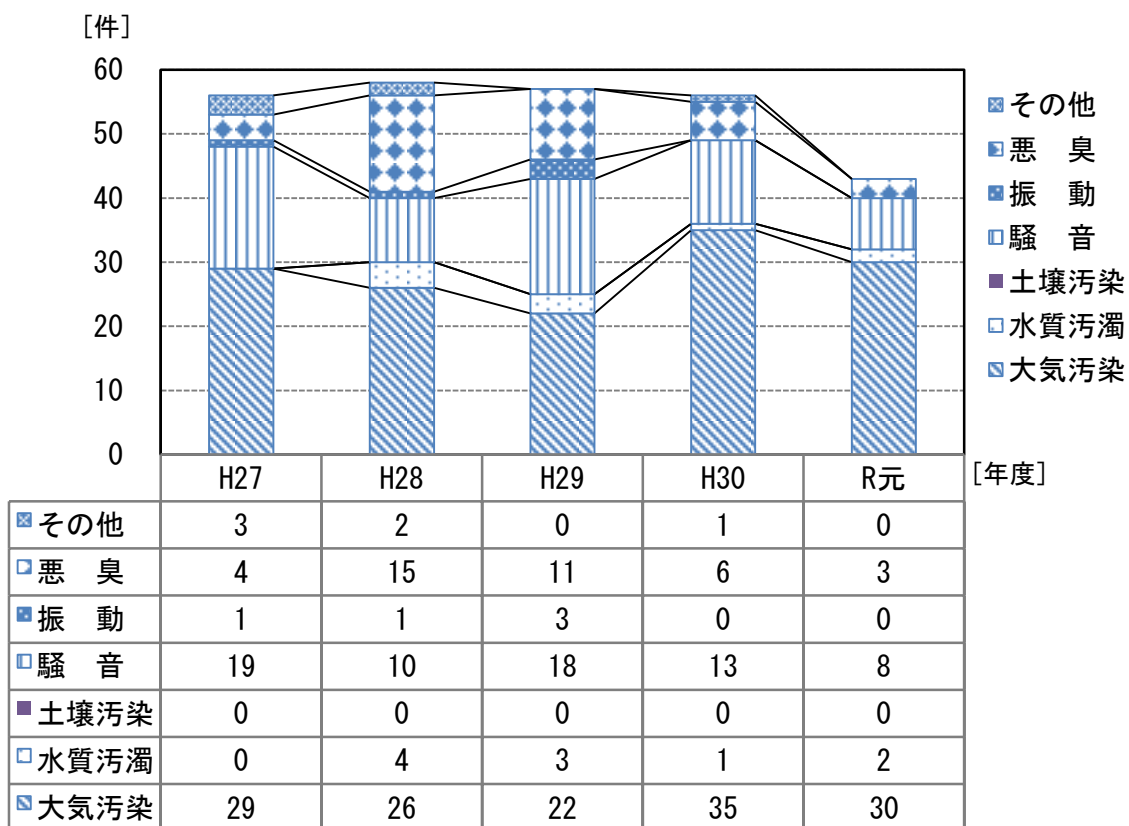
資料：環境業務課

図 3-8 リサイクル率の推移

3 生活環境

(1) 公害

公害苦情件数の推移は、図 3-9 に示すとおりです。大気汚染に関する苦情が最も多く、主な原因は野焼きです。続いて騒音、悪臭となっています。



資料：環境保全課

図 3-9 公害苦情件数の推移

ア 大気汚染

表 3-2 に示すとおり、県が実施している大気環境測定車による測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントそれぞれ環境基準を達成しています。

表 3-2 大気環境測定車による測定結果（令和元年度）

測定項目	単位	区分	今井地点測定結果	
			測定値	環境基準達成状況
二酸化硫黄	ppm	1時間値の日平均値の最高値	0	○
		1時間値の最高値	0.002	
一酸化炭素	ppm	1時間値の日平均値の最高値	0.3	○
		1時間値の最高値	0.5	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	1時間値の日平均値の最高値	0.022	○
		1時間値の最高値	0.094	
二酸化窒素	ppm	1時間値の日平均値の最高値	0.013	○
		1時間値の最高値	0.02	
一酸化窒素	ppm	1時間値の平均値	0.001	—
		1時間値の最高値	0.025	
光化学オキシダント	ppm	1時間値の平均値	0.026	○
		1時間値の最高値	0.05	

【環境基準達成状況】

○：達成

×：未達成

—：環境基準なし

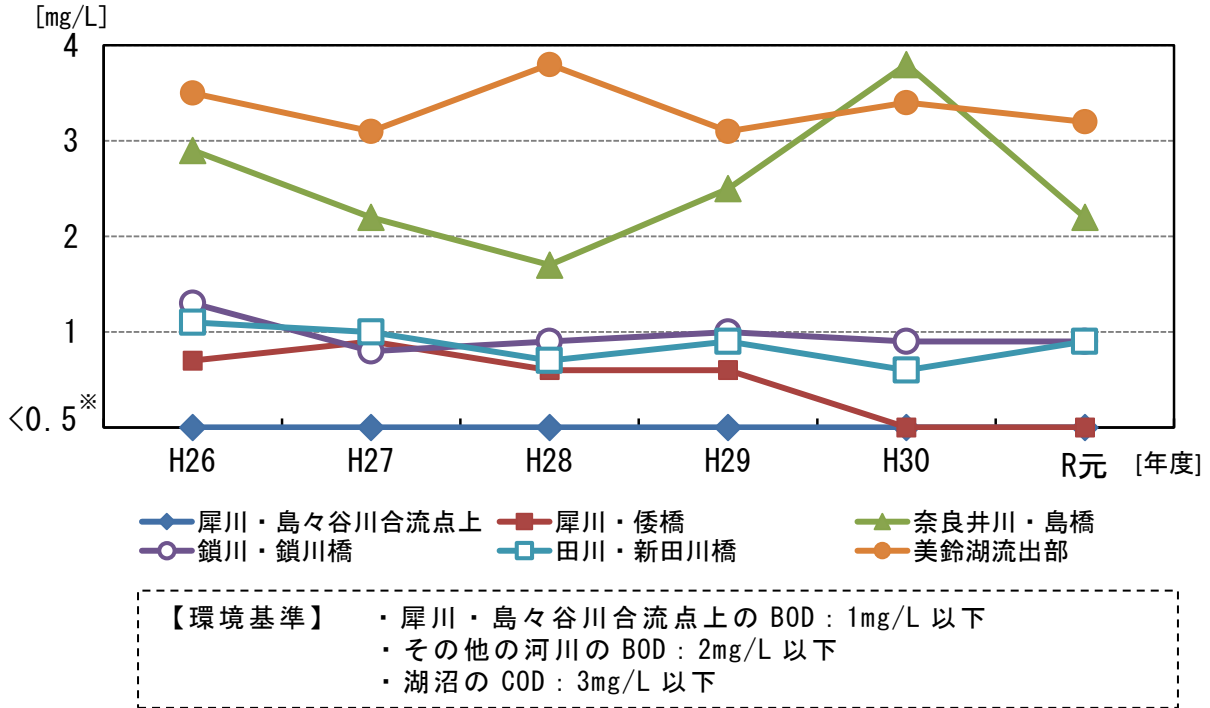
資料：長野県

イ 水質汚濁

市内の類型指定されている河川・湖沼で行っている水質調査のうち、生活環境の保全に関する項目の測定結果は図 3-10、図 3-11 のとおりです。

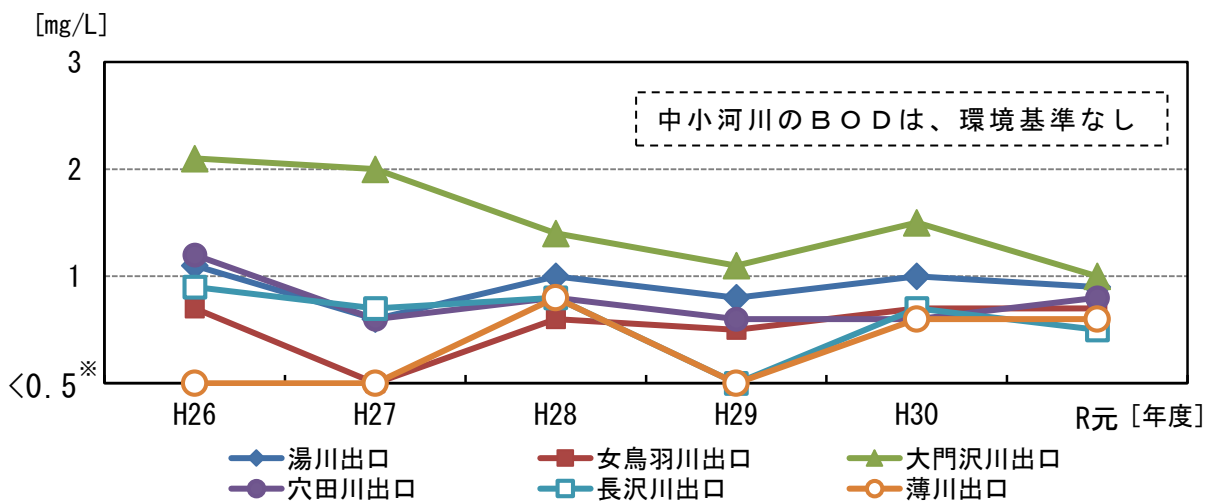
河川では、水質汚濁の代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量)が、奈良井川(島橋)で環境基準を超過しました。湖沼(美鈴湖)においては、COD(化学的酸素要求量)が環境基準を超過する傾向にあります。

類型指定されていない中小河川での水質調査では、大きな変化はありません。



資料：環境保全課

図 3-10 環境基準点の BOD 及び COD の推移



資料：環境保全課

図 3-11 中小河川下流部 BOD の推移

※報告下限値未満の数値のため、「<0.5 (0.5 未満)」と表記しています。

ウ 騒音・振動

令和元年度（2019年度）の測定では、道路環境騒音において1地点が環境基準を超過していました。長野自動車道沿線騒音、道路環境振動及び一般環境騒音では、昼間、夜間いずれも環境基準を達成しています。道路環境騒音及び振動の測定結果は表3-3のとおりです（長野自動車道沿線騒音、一般環境騒音の測定結果は省略）。

表3-3 道路環境騒音、道路環境振動（令和元年度）

調査地点	時間区分	自動車騒音レベル			自動車振動レベル			一日車両合計 (台/日) 大型車混入率 (%)
		環境基準値 (dB)	測定値 Leq (dB)	判定	要請 限度値 (dB)	測定値 L10 (dB)	判定	
1 国道19号 新橋6-16 (準工業地域)	昼間	70	75	×	70	43	○	22,100
	夜間	65	72	×	65	41	○	8.2
2 県道282号 浅間河添線 美須々5-1 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	57	○	65	<27	○	5,320
	夜間	65	49	○	60	<25	○	8.4
3 県道284号 惣社岡田線 里山辺1380-4 (第二種中高層住居専用地域)	昼間	70	63	○	65	<25	○	6,648
	夜間	65	58	○	60	<25	○	6.0
4 県道63号 松本塩尻線 筑摩4丁目3-37 (第一種住居地域)	昼間	70	68	○	65	40	○	11,012
	夜間	65	60	○	60	<31	○	2.9
5 県道287号 町村白川停車場線 村井町南4丁目2-7 (第二種住居地域)	昼間	70	64	○	65	34	○	8,176
	夜間	65	58	○	60	<28	○	3.1
6 国道143号 岡田松岡180-1 (第一種低層住居専用地域)	昼間	70	66	○	65	<25	○	10,136
	夜間	65	59	○	60	<25	○	3.7

資料：環境保全課

エ 悪臭

悪臭防止法に基づく規制方式には、悪臭物質の濃度測定による「物質濃度規制」と、人の嗅覚を用いてにおいの程度を評価する「臭気指数規制」の2種類がありますが、本市では様々な悪臭苦情に対応するため、臭気指数規制を採用しています。

オ 土壌汚染・地盤沈下

土壌汚染対策法は、有害物質使用特定事業場における有害物質使用特定施設の廃止時に、土壌汚染対策を義務付ける等、人への健康被害防止を目的に制定された法律です。

令和元年度（2019年度）の事務状況は以下のとおりです。

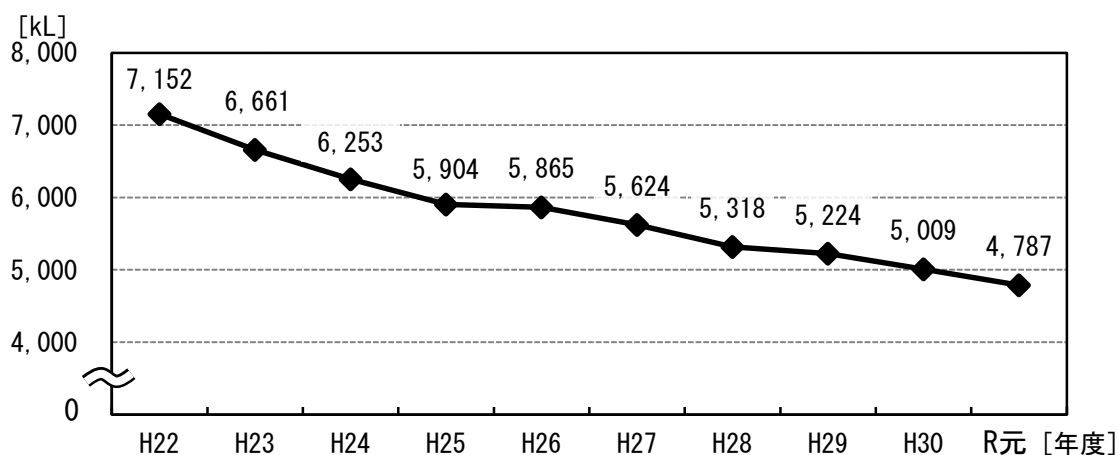
- ・要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定……………1件
- ・土壌汚染状況調査結果の報告……………1件
- ・土壌汚染状況調査の猶予に係る手続き……………4件
- ・一定の規模以上の土地の形質変更に係る手続き………22件
- ・土壌汚染関連情報の照会に対する回答……………122件

現在、地盤沈下については認められていません。

(2) 廃棄物の適正処理

ア し尿処理

令和元年度(2019年度)のし尿処理量は 4,787 キロリットルでした。図 3-12 に示すとおり、し尿処理量は減少し続けています。



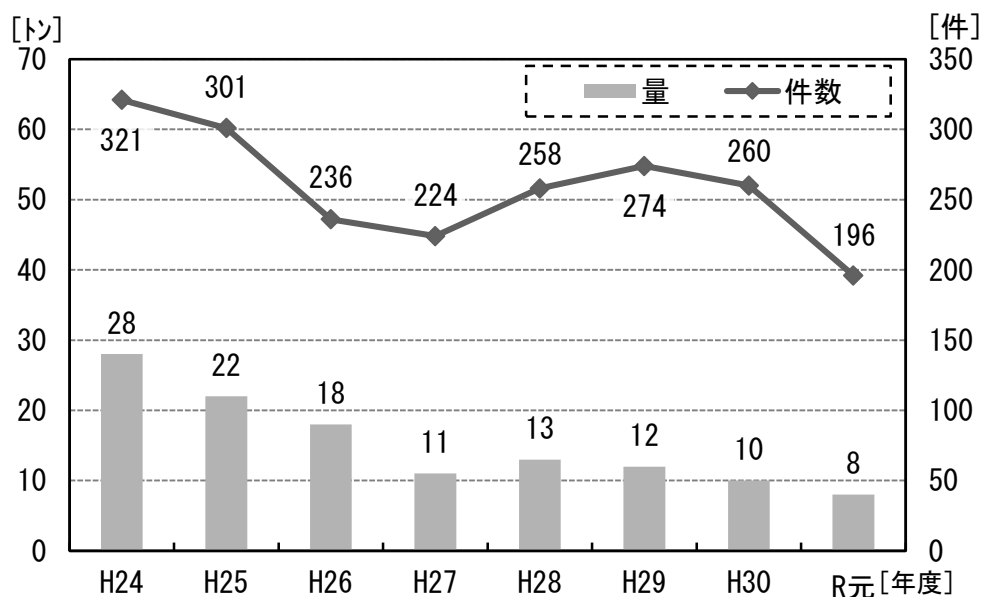
資料：環境保全課

図 3-12 し尿処理量の推移

イ 不法投棄

図 3-13 に示すとおり、平成 24 年度(2012年度)から不法投棄量は減少傾向にあるものの、令和元年度(2019年度)は 8 トンが回収・処理されています。

本市では、不法投棄防止啓発用立て看板や不法投棄防止用フェンスを設置するとともに、不法投棄パトロール、環境美化巡視員、環境指導員による巡回清掃指導等を実施しています。また、駅前等においてポイ捨てや不法投棄に対する啓発活動を実施するなど、不法投棄の削減に努めています。



資料：環境業務課

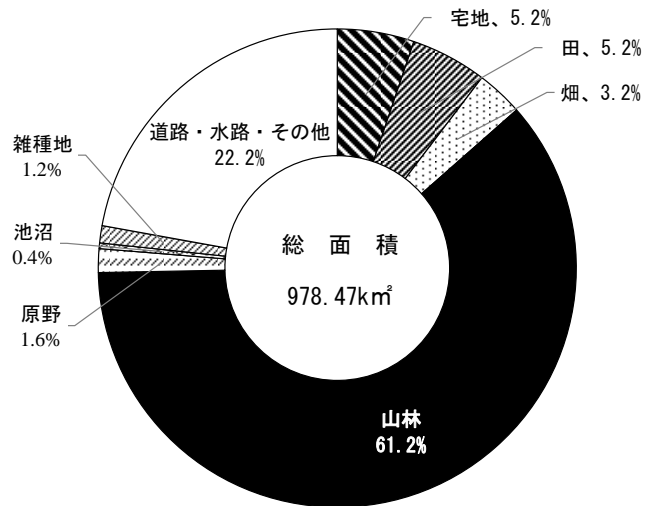
図 3-13 不法投棄の件数と投棄量の推移

(3) 土地利用

ア 土地利用の状況

平成 31 年(2019 年)1 月 1 日現在の松本市の地目別土地利用状況は、図 3-14 に示すとおりです。

山林が 61.2 パーセントを占め、宅地、田、畑がほぼ同じ割合となっています。



※保安林はその他に含む。

資料：松本市の統計

図 3-14 地目別土地面積

イ 都市計画区域

表 3-4 に示すとおり、都市計画区域は、市域の約 31 パーセントが指定されており、居住人口は約 97 パーセントを占めています。

表 3-5 に示すとおり、都市計画区域内の市街化区域は約 13 パーセント、市街化調整区域は約 87 パーセントとなっています。

表 3-4 都市計画区域

名称	都市計画区域		行政区域	
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
松本都市計画	30,191	236,047	97,847	243,293

令和 2 年 4 月 1 日現在

人口は平成 27 年国勢調査

資料：松本市の都市計画（資料編）

表 3-5 市街化区域及び市街化調整区域（松本都市計画区域）

都市計画区域 (ha)	市街化区域		市街化調整区域 (ha)
	面積 (ha)	人口 (人)	
30,191	4,008	172,952	26,183

令和 2 年 4 月 1 日現在

人口は平成 27 年国勢調査

資料：松本市の都市計画（資料編）

(4) 上下水道

ア 上水道

表 3-6 に示すとおり、水道普及率は飲料水供給施設等も合わせて 99.7 パーセントであり、ほぼ市内全域に上水道が普及しています。

今後は、人口の減少が予想されており、普及率の増加は非常に小さいと考えられます。普及促進からライフラインの基盤強化に転換していくことが求められます。

表 3-6 水道普及率

行政区 内総人口	上水道			飲料水供給施設			簡易給水施設			合計			普及率
	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	
① 人	② カ所	③ 人	④ 人	⑤ カ所	⑥ 人	⑦ 人	⑧ カ所	⑨ 人	⑩ 人	②+⑤+⑧ カ所	③+⑥+⑨ 人	④+⑦+⑩ = ⑪ 人	⑪/① ×100%
237,840	4	241,750	236,753	5	354	235	1	26	21	10	242,130	237,009	99.7%

令和 2 年 3 月 31 日現在

※上水道事業単独では普及率 99.5%

資料：上水道課・環境保全課

イ 下水道

表 3-7 に示すとおり、令和元年度末の下水道等普及率(汚水処理人口普及率)は 99.7 パーセントであり、平成 24 年度(2012 年度)以降ほぼ横ばいです。これは、下水道計画区域内の整備がほぼ完了しているためです。

今後は、公共下水道未接続の解消や浄化槽設置促進に向けて啓発を行い、下水道等普及率のさらなる向上に努めます。

市内には、5 つの終末処理施設(宮渚浄化センター、両島浄化センター、波田浄化センター、四賀浄化センター、上高地浄化センター)があり、それぞれ汚水処理を行っています。また、梓川地区においては、安曇野市にある犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場で汚水処理を行っています。

表 3-7 下水道等普及率の推移

【単位：％】

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
下水道	95.7	96.3	96.4	96.4	96.5	96.6	96.6	96.8	96.9
農業集落排水施設	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3
浄化槽	2.8	2.8	2.8	2.8	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
計	99.0	99.6	99.7	99.8	99.7	99.7	99.8	99.8	99.7

各年度末の状況

※四捨五入をしているため、合計が合わないことがある。

資料：下水道課・耕地課・環境保全課

4 自然環境

(1) 地形・地質

本市は、東部の美ヶ原山麓と、西部の飛騨山脈（北アルプス）の峰々に囲まれており、奥穂高岳、槍ヶ岳など3,000メートル級の山岳を9座有する国内屈指の山岳都市です。

本市の中央部には、高瀬川、梓川、鎖川、奈良井川などの複合扇状地から構成される、松本平と呼ばれる平坦な盆地在が広がっています。松本平は、フォッサマグナの西縁に位置し、糸魚川-静岡構造線が縦断しています。

地質年代は主に第四紀更新世と完新世です。東部の美ヶ原山麓は主に新生代第三紀層からなり、標高は1,000メートルから2,000メートルに及んでいます。西部の北アルプスは中生代から新生代までの地層からなり、標高3,000メートル級の峰々が南北に連なっています。

高山、森林、草原、里地里山、市街地など、多様な環境を有することが松本市の特徴ですが、これは、図3-15のとおり、市域内におよそ2,600メートルにも上る標高差があることと深く関係します。

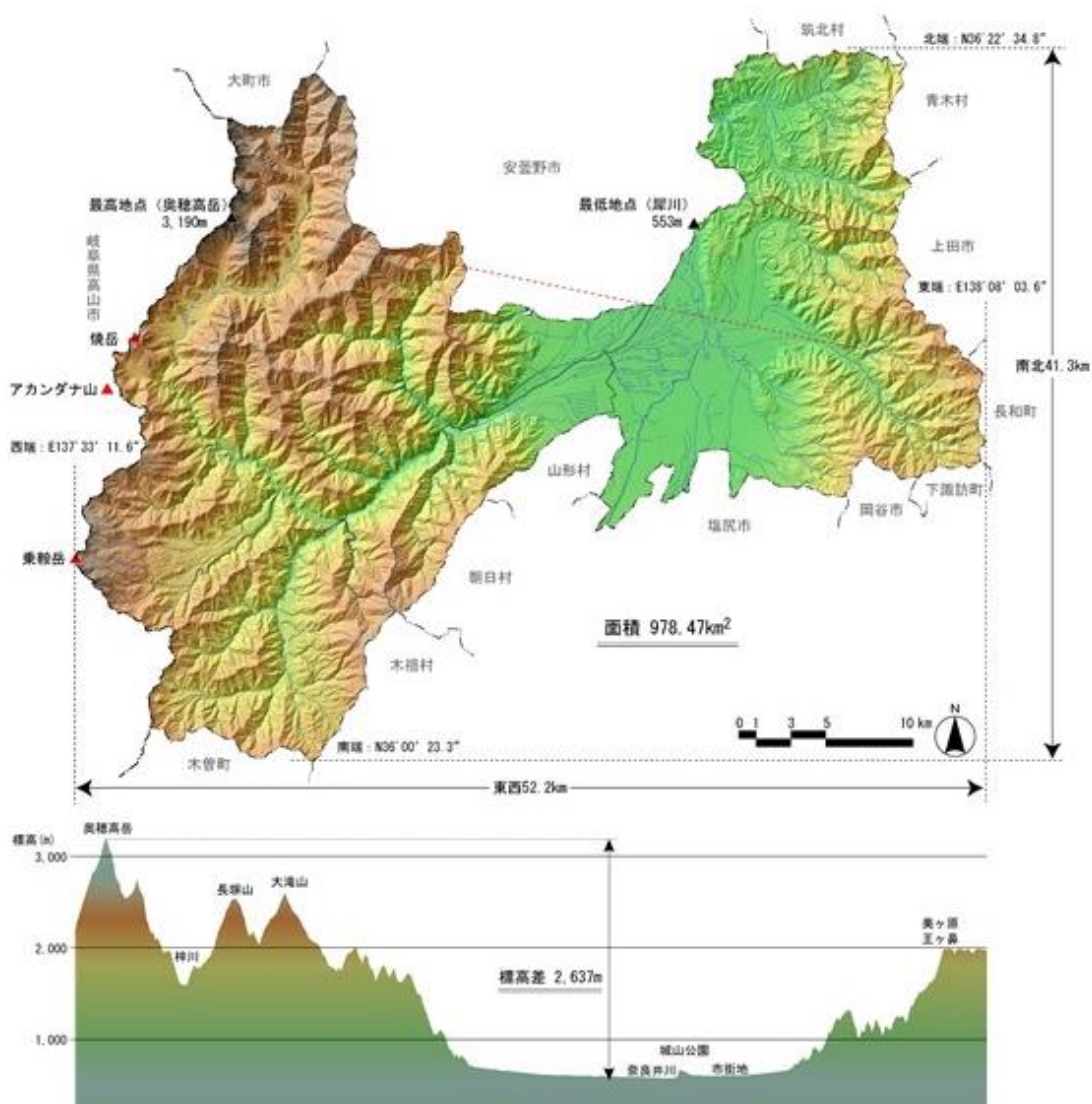


図 3-15 松本市の境域・地形（上）と断面図（下）

※断面図は奥穂高岳から美ヶ原を直線をつないだもの（上図の点線部）

資料：環境保全課

(2) 気象

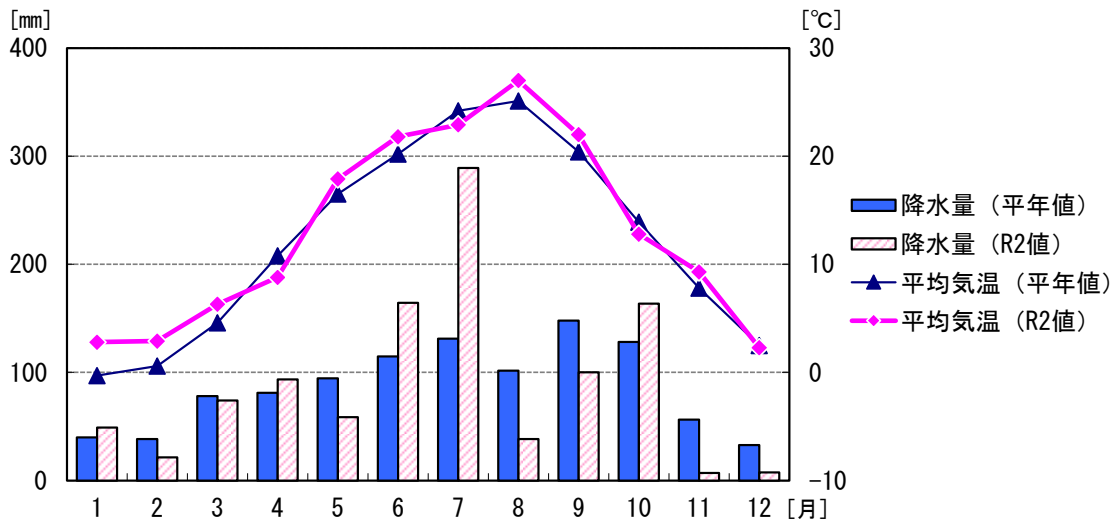
本市は内陸性気候であり、気温は日較差や年較差が大きいことが特徴です。また、表 3-8 や図 3-16、17 に示すとおり、降水量が少なく日照時間が長いことが特徴です。奈川や上高地は山岳地域に当たり、松本に比べると気温が低く、降水量が多い傾向にあります。

表 3-8 日照時間、降水量の比較（平年値）

観測所	日照時間(時間)	降水量(mm)
松本	2,134.7	1,045.1
奈川	1,759.5	1,946.8
長野	1,969.9	965.1
諏訪	2,164.8	1,301.5
飯田	2,074.5	1,688.1
札幌	1,718.0	1,146.1
東京	1,926.7	1,598.2
名古屋	2,141.0	1,578.9
大阪	2,048.6	1,338.3
福岡	1,889.4	1,686.9
那覇	1,727.1	2,161.0

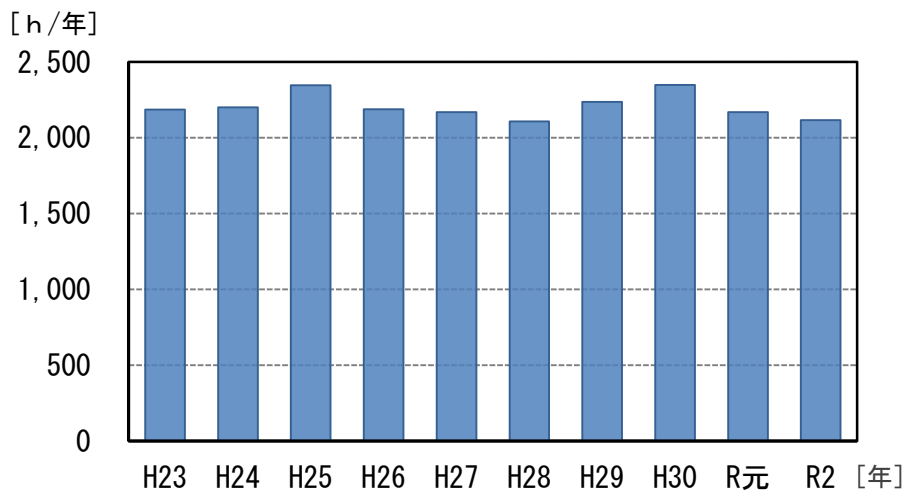
資料：気象庁

※平年値統計期間：H3(1991)年～R2(2020)年



資料：気象庁

図 3-16 月別降水量・平均気温（松本測候所）



資料：気象庁

図 3-17 年間日照時間（松本測候所）

(3) 動植物

日本のほぼ中央に位置する本市は、複雑な地史により、東西南北のあらゆるルーツをもつ多様な生物が分布しています。更に、約 2,600 メートルにも及ぶ標高差や複雑な地形や地質、気象を市域内に持つことにより、高山、森林、草原、里山といった多様な環境を有します。これらの要因により、松本市の生物多様性は世界的に見ても豊富であると言われてています。

しかしながら、人間活動の影響、侵略的外来種の侵入、気候変動による環境の変化など、様々な要因により、多くの生物が絶滅の危機に瀕しており、本市の貴重な財産である豊かな生物多様性が失われつつあります。

ア 植物

(ア) 植物相

文献資料によると、松本市で確認された維管束植物は、167 科 2,350 種 22 亜種 282 変種 224 品種 53 雑種 2 園芸品種の合計 2,933 種類に上ります。長野県植物誌によると、長野県内の維管束植物は、184 科 2,506 種 320 亜・変種確認されており、松本市の種類数はこれに匹敵する豊富さです。

長野県版レッドリスト 2014 (植物編) に絶滅の恐れのある種として掲載された 804 種のうち、本市に分布するものは 217 種^{*}に上ります。

これらの中でも、タデスミレやアツモリソウは絶滅の危険性が極めて高く、県の特別指定希少野生動植物に指定され、保護回復事業が行われています。

表 3-9 市内に分布する絶滅の恐れのある生物種数 (維管束植物)

	維管束植物
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	25
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	44
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	49
準絶滅危惧 (NT)	99 [*]
合計	217

資料：長野県

^{*}準絶滅危惧の種数は、松本市を含む松本地域広域市町村圏内のもの

(イ) 植生

表 3-10 に示すとおり、本市の植生の垂直分布は、標高約 1,600 メートルまでが山地帯で落葉広葉樹林が分布します。標高約 1,600 メートルから 2,500 メートルまでが亜高山帯で、常緑針葉樹林や落葉広葉樹林が、そして森林限界以上は高山帯で、ハイマツ群落や風衝草原、雪田植生などがそれぞれ分布します。

表 3-10 植生の垂直分布

区分	標高	主な植物など
山地帯下部	~1,600 m	クヌギ、コナラなどの落葉広葉樹
山地帯上部		ミズナラなどの落葉広葉樹林
亜高山帯	~2,500 m	シラビソ、オオシラビソ、コメツガなどの常緑針葉樹林、ダケカンバ、ミヤマハンノキなどの落葉広葉樹林
高山帯	2,500 m~	ハイマツ群落、風衝草原、雪田植生

資料：環境省

地域別に見ると、美ヶ原がある東部の山地はカスミザクラ・コナラ群落、アカマツ群落、カラマツ植林及びクリーミズナラ群落が広い面積を占め、美ヶ原や鉢伏山にはススキ群団の植生が分布しています。

北アルプスに属する西部の山地はクリーミズナラ群落、ウラジロモミ群落、コメツガ群落及びシラビソ・オオシラビソ群落などが分布し、梓川より南側ではカラマツ植林の占める割合が高くなります。槍・穂高岳や乗鞍岳周辺はハイマツ群落、高山ハイデなどの高山植生が分布しますが、雪田植生は少ない状況です。

比較的広い河原を持った犀川や梓川にはカワラヨモギ群落が見られ、女鳥羽川、牛伏川、保福寺川などの中小河川ではヨシクラスの植生となっています。

また、表 3-11 に示すとおり、長野県版レッドリスト植物編 2014 において、存続が危惧される植物群落として選定された 104 群落のうち、本市に位置するものは、単一群落 6、複合群落 2 の合計 8 群落です。

表 3-11 市内の存続が危惧される植物群落

種別	群系	群落名(地名)	選定理由					総合評価
			対策の緊急性	保護管理状態	分布特性・特異性	希少性	評価店合計	
単一群落	冷温帯夏緑広葉高木林	ブナ・スズタケ群落(牛伏寺)	1	1	2	2	6	C
	河畔林	ケショウヤナギ・コゴメヤナギ群落(梓川)	2	3	2	1	8	B
	高山・亜高山低木林	ハイマツ群落(乗鞍岳)	2	2	1	1	6	C
	亜高山高茎草原	ヒゲノガリヤス群落(美ヶ原)	2	2	2	2	8	B
	浮葉植物群落	ジュンサイ群落(大野川 御池)	1	3	2	2	8	B
	亜高山放牧草原	ウシノケグサ群落(美ヶ原)	2	2	2	2	8	B
複合群落	冷温帯自然植生	上高地自然植生(上高地)	1	2	3	3	9	B
	岩壁植生	岩壁植物群落(美ヶ原)	2	2	3	2	9	B

※4 種類の評価基準(保護・保全対策の緊急性、保護管理状態、特異性、希少性)について、保護上の重要性が高いものから3段階で評価し、その合計点数が10点以上のものをAランク、7~9点のものをBランク、4~6点のものをCランクとしている。

資料：長野県

イ 動物

過去の文献資料によると、本市で確認された動物は、脊椎動物が 39 目 92 科 308 種、無脊椎動物が 38 目 374 科 3,728 種、合計 77 目 466 科 4,036 種に上ります。しかし、調査が不十分な分類群やデータが少ない地域もあり、潜在的にはより多くの種数が分布していると考えられます。

表 3-12 と表 3-13 に示すとおり、長野県版レッドリスト 2015（動物編）に絶滅の恐れのある種として掲載された 603 種のうち、本市に生息する動物は 237 種に上ります。これらの中でも、ゴマシジミやクビワコウモリは、県の指定希少野生動植物に指定され、保護回復事業が行われています。

表3-12 市内に分布する絶滅の恐れのある種数（脊椎動物）

	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	合計
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	2	9	0	0	0	11
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	3	14	0	0	0	17
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	3	13	0	2	4	22
準絶滅危惧 (NT)	4	13	0	4	4	25
合計	12	49	0	6	8	75

資料：長野県

表3-13 市内に分布する絶滅の恐れのある種数（無脊椎動物）

	昆虫類	クモ類	貝類	ウズムシ類	カイメン類	合計
絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)	8	1	0	0	0	9
絶滅危惧ⅠA類 (CR)	0	0	0	0	0	0
絶滅危惧ⅠB類 (EN)	6	0	0	0	0	6
絶滅危惧Ⅱ類 (VU)	34	0	1	0	0	35
準絶滅危惧 (NT)	103	0	9	0	0	112
合計	151	1	10	0	0	162

資料：長野県

(4) 陸水

図 3-18 に示すとおり、本市は、北アルプス槍ヶ岳に源を発する梓川が多く、の河川と合流しながら貫流しています。木曾山脈（中央アルプス）の駒ヶ岳の北にある茶臼山を源流とする奈良井川は、鎖川、田川等と合流しながら、市街地を流れ、安曇野市との市境付近で梓川と合流し犀川となり、日本海へと続いています。

市中心部にも、薄川、田川、女鳥羽川、大門沢川等が流れており、良質で豊富な地下水にも恵まれ、伏流水による湧水が市内各所でみられます。

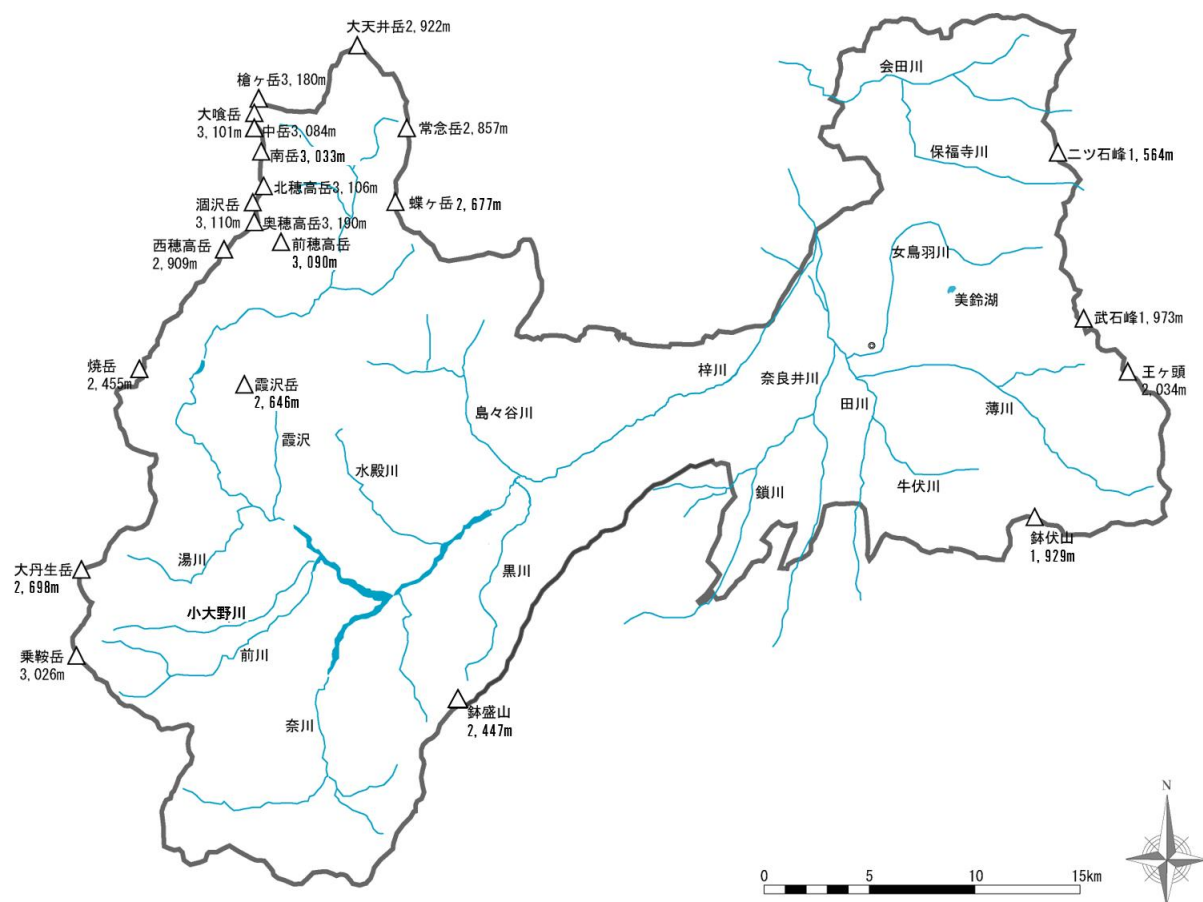


図 3-18 松本市の水系図

(5) 自然公園

自然公園法に基づき、国立公園・国定公園が指定され、自然環境の保護と快適な利用の推進が図られています。市内では、中部山岳国立公園の一部（北アルプス）と、八ヶ岳中信高原国定公園の一部（美ヶ原など）が指定されています。

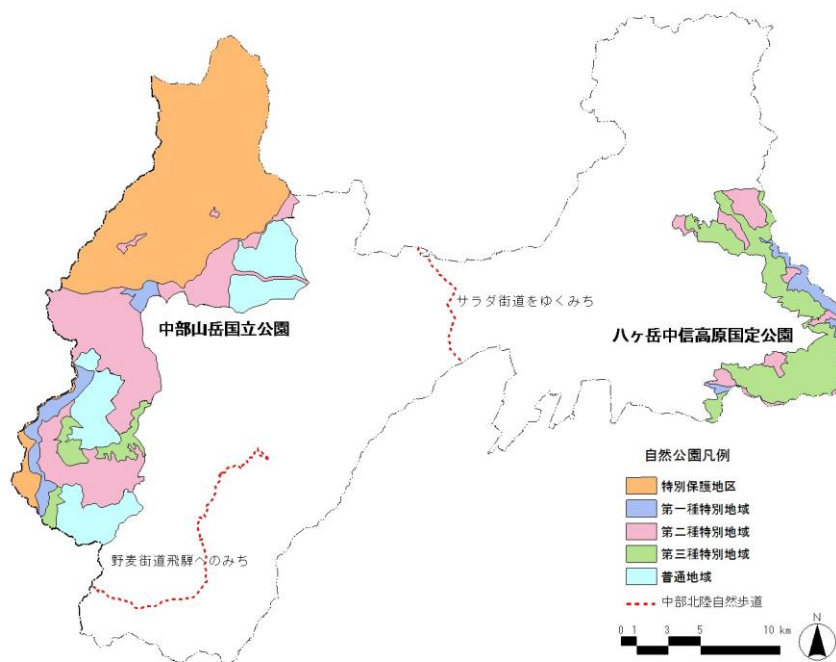
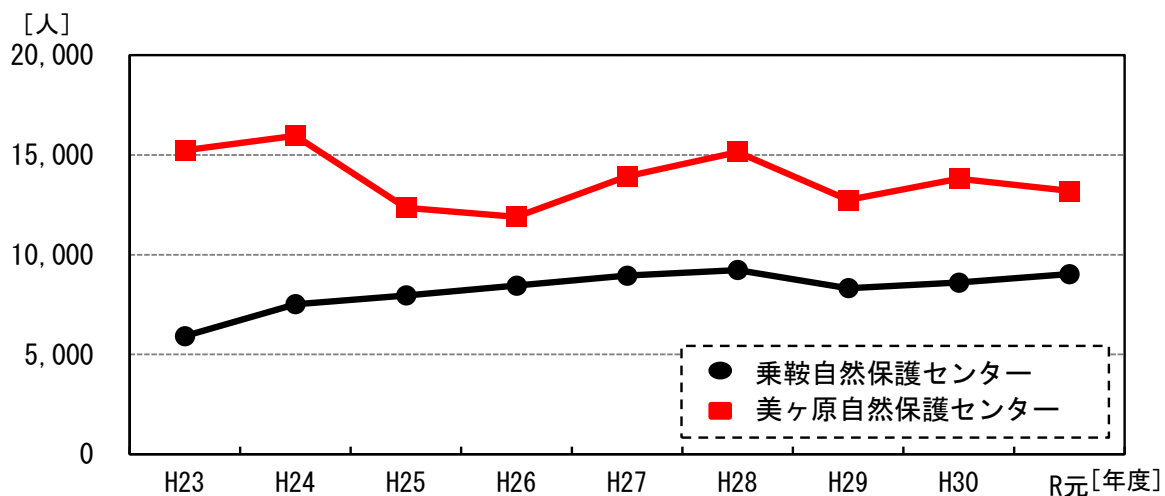


図 3-19 松本市の自然公園

(6) 自然とのふれあい

本市には、上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原など身近に多くの自然があります。各地域周辺の自然や歴史の学習や、利用者に対する国立・国定公園の適切な利用のための指導・情報提供を行う施設として自然保護センターなどが設置されています。

施設の所有者である長野県と協力し、自然を利用した体験や学びをとおして、地域固有の魅力を観光客に伝え、その価値や大切さが理解され、保全につながっていく役割を果たす施設として、維持管理及び展示内容の充実を図ることが必要です。



資料：アルプスリゾート整備本部、観光プロモーション課

図 3-20 自然保護センター入館者数の推移

5 快適環境

(1) 景観

本市では、景観に対する市民意識の高揚と、良好な景観形成に向けた市民のまちづくり活動の推進を図るものとして、平成元年度（1989年度）から松本市景観賞を実施しています。これまでの応募総数は849件、受賞作品数は264件に上ります。



令和元年度〈オープンスペース部門〉
奨励賞：松本城大手門駐車場



令和元年度〈まちづくり活動部門〉
部門賞：水と緑 物語のある街づくり
(ナワテ通り)

(2) 公園等

表3-14に示すとおり、令和2年(2020年)4月1日現在、49か所289.69ヘクタールの都市公園が開設されています。また、都市計画決定していない条例公園が113か所、56.26ヘクタールあります。

表3-14 都市計画公園の概要

種 類	区 分	計 画		開 設 済		備 考
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
住 区 基 幹 公 園	街区公園	27	6.57	27	6.57	(61か所 10.49ha)
	近隣公園	7	12.5	7	12.5	(4か所 4.27ha)
	地区公園	3	16.1	3	16.1	(1か所 18.80ha)
	小 計	37	35.17	37	35.17	(66か所 33.56ha)
都 市 基 幹 公 園	総合公園	2	84.5	2	81.61	
	運動公園					
	小 計	2	84.5	2	81.61	
大 規 模	広域公園	1	100.9	1	100.9	全体 149.9ha (0.40ha) うち塩尻 49.0ha
	緩衝緑地					
	都市緑地	8	25.81	8	25.01	(46か所 15.50ha)
特 殊	墓 園	1	47.0	1	47.0	(1か所 6.8ha)
合 計		49	293.38	49	289.69	(113か所 56.26ha)

令和2年4月1日現在

() は都市計画決定していない条例公園

資料：松本市の都市計画（資料編）

(3) 湧水・井戸

本市は豊富な地下水に恵まれており、中心市街地に点在する「まつもと城下町湧水群」は、平成の名水百選にも選ばれています。これらの湧水は、地域の住民が集い、観光客が回遊する貴重な地域資源となっています。

井戸の周囲に樹木等を配置して緑陰を確保し、合わせてベンチ等を設けることにより、身近な場所で本市の水や緑の豊かさを感じることができる空間を生み出しています。

< 湧水と緑陰の一体整備の例 >



西堀公園井戸



東門の井戸

(4) その他

環境省では、かおり環境という新しい考え方を取り入れ、良好なかおりとその源となる自然や文化を保全・創出しようとする地域の取組みを支援する一環として、特に優れたものを「かおり風景 100 選」として認定しており、「松本大名町通りのシナノキ」が認定されています。

第4章 計画のめざすもの

第4章 計画のめざすもの

1 基本理念

本計画の基本理念は、第1章「2 計画策定の目的（4ページ）」に示すとおり、松本市環境基本条例（第3条）と同一のものとします。

- 自然環境の保全と生活環境の維持
- 持続的発展が可能な社会の構築
- 日常的な地球環境保全の取組み

2 めざす環境像

基本理念を踏まえ、本市の「めざす環境像」を次のように設定します。

清い水、深いみどりと青い空

～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～



3 施策の基本方針

ゼロカーボン推進の取組みは、松本市第11次基本計画で重点戦略に位置付けられ、あらゆる分野で実現に向けた取組みを強化することとしています。そこで、本計画では、これらの取組みを環境面で支える基本を示し、2050ゼロカーボンシティの実現を目指します。

(1) 計画の5つの柱

第3次松本市環境基本計画から引き続き、松本市の環境課題の解決に向けた、環境政策の根幹となる取組みを「計画の5つの柱」として分野ごとに整理し、「めざす環境像」の実現に向けて着実に推進します。

【 計画の5つの柱 】

- 第1の柱 ゼロカーボンに挑むまち（地球環境）
- 第2の柱 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）
- 第3の柱 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）
- 第4の柱 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち（自然環境）
- 第5の柱 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち（快適環境）

(2) 重点戦略

地域における環境課題は、経済や社会の課題とも相互に密接に関連しています。本計画では、これらの複数同時解決を目指し、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組むための「重点戦略」を新たに設定します。

【 重点戦略 】

- 1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）
- 2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）
- 3 環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）

重点戦略では、松本らしい地域循環共生圏（松本版地域循環共生圏）の創造を目指します。

地域循環共生圏とは、国の第五次環境基本計画（H30.4閣議決定）において、環境・経済・社会の統合的向上を具体化する鍵として示された考え方で、地域資源を持続可能な形で利用しつつ、足りない部分を他地域と補完し合うことによって、持続可能な自立・分散型の社会を形成する、というものです。

松本版地域循環共生圏の創造は、本計画の上位計画にあたる松本市総合計画基本構想2030の基本理念にある「松本の地域特性を最大限に生かした循環型社会」の実現にもつながります。

松本版地域循環共生圏については、72ページに詳しく記載しています。

4 計画の体系

第4次松本市環境基本計画



















経済・社会とつなぐ まつもと環境戦略

【基本理念】 ・自然環境の保全と生活環境の維持
 ・持続的発展が可能な社会の構築
 ・日常的な地球環境保全の取組み
 (松本市環境基本条例第3条)

【めざす環境像】
 清い水、深いみどりと青い空 ～豊かで美しい環境を次世代にひきつぐために～

【施策の基本方針】 ◇ 環境課題を分野ごとに整理し、施策の柱を設定：「**計画の5つの柱**」
 ◇ 分野横断的取組みで、環境・経済・社会に係る地域課題の複数同時解決を図り、2050ゼロカーボンシティの実現とSDGsの達成を目指す：「**重点戦略**」

計画の5つの柱 / 基本施策 / 関連SDGs

1 ゼロカーボンに 挑むまち (地球環境)	2 資源の循環で 新たな価値を 生み出すまち (循環型社会)	3 誰もが 安全に安心して 暮らせるまち (生活環境)	4 豊かな自然を守り、 ともに暮らすまち (自然環境)	5 緑・水・文化が 生み出す五感に 心地よいまち (快適環境)
1 1 1 2 1 2 ゼロカーボンを 目指したまちづくりの 推進 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進	2 2 1 2 3 Rの徹底によるごみ減量の推進 持続可能な農林業の推進	3 3 3 1 2 3 公害の防止と対策 生活環境基盤の整備 廃棄物の適正処理の推進	4 4 1 2 生物多様性の保全 自然とのふれあいの推進	5 5 5 1 2 3 緑化と美化の推進 親しめる水辺の創出 松本らしい景観・文化の保全と創出
   	  	   	  	   

重点戦略

経済の地域課題

- ・地域経済の疲弊
- ・技術革新への対応 など

社会の地域課題

- ・少子高齢化・人口減少
- ・大規模災害への備え など

重点戦略

重1 豊かな地域資源を活用した 環境・経済の好循環 【環境×経済】

- 重1-1 エネルギー地産地消の推進
- 重1-2 エコツーリズムの推進
- 重1-3 グリーンな経済システムの構築



重2 社会的課題解決につながる 持続可能な地域づくり 【環境×社会】

- 重2-1 気候変動への対策の強化
- 重2-2 防災・減災につながる生態系機能の保全・整備(Eco-DRR)の推進
- 重2-3 移住・定住促進による持続可能な地域づくり



重3 環境教育の充実と協働の推進 【全ての取組みの基盤】

- 重3-1 ESD視点での環境教育の推進
- 重3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進
- 重3-3 多様な主体との協働機会の創出



環境の地域課題

- ・温室効果ガスの大幅排出削減
- ・循環型社会の構築
- ・安全・安心な生活環境の確保
- ・生物多様性の保全
- ・松本らしい環境の維持 など

「計画の5つの柱」
で個別に取り組む。

松本版地域循環共生圏*の創造

2050ゼロカーボンシティの実現 & SDGsの達成

*：松本版地域循環共生圏については、72 ページ参照

5 SDGs と本計画の関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられたもので、17のゴールと169のターゲットから構成されています。経済・社会・環境の統合的向上により様々な社会的課題の解決を図っていくことが強調されており、その取組みの過程で「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」ことを誓っています。達成年限は2030年であり、本計画の目標年度と合致しています。

SDGsは、国際社会の共通指標として広がっていますが、我が国においても、政府や自治体、企業など様々な主体によるSDGs達成に向けた取組みが活発化しており、本市でもSDGs達成を念頭に置いた施策を展開しています。中でも、環境施策は多くのゴールに深く関連するため、本計画において各施策と各ゴールの関係性を示し、本計画を着実に取り組むことでSDGsの達成が図られるよう意識します。SDGsと本計画の関係性を表す対応表は、42、43ページに示すとおりです。



消費生活展におけるSDGsと関連させたブース展示の様子

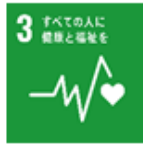
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1：貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の
貧困を終わらせる



目標2：飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障
及び栄養の改善を実現し、
持続可能な農業を促進する



目標3：すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の
健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4：質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い
教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



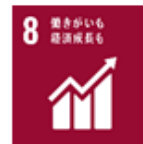
**目標5：ジェンダー平等を
実現しよう**
ジェンダー平等を達成し、すべての女性
及び女児のエンパワーメントを行う



目標6：安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と
持続可能な管理を確保する



**目標7：エネルギーをみんなに
そしてクリーンに**
すべての人々の、安価かつ信頼できる
持続可能な近代的なエネルギーへの
アクセスを確保する



目標8：働きがいも経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての
人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある
人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



**目標9：産業と技術革新の基盤を
つくろう**
強靱(レジリエント)なインフラ構築、
包摂的かつ持続可能な産業化の促進
及びイノベーションの推進を図る



目標10：人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する



**目標11：住み続けられる
まちづくりを**
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で
持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12：つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する



**目標13：気候変動に具体的な
対策を**
気候変動及びその影響を軽減するための
緊急対策を講じる



目標14：海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を
保全し、持続可能な形で利用する



目標15：陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用
の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化へ
の対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及
び生物多様性の損失を阻止する



目標16：平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会
を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを
提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責
任のある包摂的な制度を構築する



**目標17：パートナーシップで
目標を達成しよう**
持続可能な開発のための実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：外務省

本計画の項目とSDGsのゴールの対応表

本計画の項目		SDGs 17のゴール				
		1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 持続可能な開発目標		
計画の5つの柱	1 ゼロカーボンに挑むまち (地球環境)	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進				
		1-2 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進				
	2 資源の循環で新たな価値を生み出すまち (循環型社会)	2-1 3Rの徹底によるごみ減量の推進				
		2-2 持続可能な農林業の推進				
	3 誰もが安全に安心して暮らせるまち (生活環境)	3-1 公害の防止と対策				
		3-2 廃棄物の適正処理の推進				
		3-3 生活環境基盤の整備				
	4 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち (自然環境)	4-1 生物多様性の保全				
		4-2 自然とのふれあいの推進				
	5 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち (快適環境)	5-1 緑化と美化の推進				
		5-2 親しめる水辺の創出				
		5-3 松本らしい景観・文化の保全と創出				
	重点戦略	重1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環 (環境×経済)	1-1 エネルギー地産地消の推進			
			1-2 エコツーリズムの推進			
			1-3 グリーンな経済システムの構築			
重2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり (環境×社会)		2-1 気候変動への対策の強化				
		2-2 防災・減災につながる生態系機能の保全・整備 (Eco-DRR) の推進				
		2-3 移住・定住促進による持続可能な地域づくり				
重3 環境教育の充実と協働の推進 (全ての取組みの基盤)		3-1 ESD視点での環境教育の推進				
		3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進				
		3-3 多様な主体との協働機会の創出				

※網掛けした箇所が、関連のある項目。黒色は、特に関連性が高いもの

4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
■									■				
							■						
								■					
											■		
							■						
					■								
		■										■	
■													
							■	■					
											■		
			■										
				■									
							■						
								■	■				
■													■
■								■	■				
													■

第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

1 計画の5つの柱

「めざす環境像」を実現するための施策の柱を次のように設定し、施策を展開します。これらの施策は環境政策の根幹を成すものであり、後述の重点戦略を支えるものです。前計画期間から引き続き、揺るぎなく着実に推進していきます。

計画の5つの柱

第1の柱 ゼロカーボンに挑むまち（地球環境）

深刻化する地球温暖化の防止と共に、市民生活や事業活動の充実につながる環境産業が構築されたゼロカーボンシティを実現するため、再生可能エネルギーの活用を中心とした持続可能で斬新な取組みを市民や事業者等と共に展開します。

第2の柱 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）

資源を大切にし、環境に極力負荷をかけないライフスタイルの確立に向け、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再利用及び再生利用の推進などにより、持続可能な循環型社会を目指して施策を展開します。

第3の柱 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化、適切な廃棄物処理を着実に推進するなど、安全・安心な生活環境を守るまちを目指して施策を展開します。

第4の柱 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち（自然環境）

優れた自然環境や生物多様性を守り、適正利用を図るとともに、人と自然とのふれあいによる豊かな自然の恵みを大切にするまちを目指して施策を展開します。

第5の柱 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち（快適環境）

きれいなまちなみが保たれ、ごみが少なく、花や緑が豊かで、親しめる水辺があり、文化資産を生かした風格と芸術文化活動等の潤いのある快適環境を育むまちを目指して施策を展開します。

計画の5つの柱ごとに基本施策を設け、具体的な取組みを行います。

計画の5つの柱に基づく施策一覧

計画の5つの柱	基本施策	個別取組項目
1 ゼロカーボンに 挑むまち (地球環境)	ゼロカーボンを目指 1-1 したまちづくりの推 進	1-1-1 再生可能エネルギー利用の促進
		1-1-2 日常的な省エネルギーへの取組み
	環境負荷の低減に 1-2 向けた交通体系の 推進	1-2-1 公共交通機関の利用促進
		1-2-2 自動車排出ガス対策の推進 1-2-3 歩行者・自転車の利用環境の整備
2 資源の循環で新 たな価値を生み 出すまち (循環型社会)	2-1 3R徹底によるごみ 減量の推進	2-1-1 2R(リデュース・リユース)の優先的な推進
		2-1-2 食品ロス削減の推進
		2-1-3 リサイクルの徹底
	2-2 持続可能な農林業 の推進	2-2-1 持続性の高い農業の推進
		2-2-2 農林産物の地産地消の推進
		2-2-3 計画的な森林整備の推進
3 誰もが安全に安 心して暮らせる まち (生活環境)	3-1 公害の防止と対策	3-1-1 公害監視・調査体制の充実
		3-1-2 公害発生源対策、未然防止対策の徹底
		3-1-3 調査結果の公表、苦情相談体制の充実
	3-2 廃棄物の適正処理 の推進	3-2-1 一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理
		3-2-2 産業廃棄物の適正処理と処理施設の管理
		3-2-3 不法投棄対策の推進
	3-3 生活環境基盤の整 備	3-3-1 適正な土地利用の推進
		3-3-2 適切な上下水道の維持管理
	4 豊かな自然を守 り、ともに暮ら すまち (自然環境)	4-1 生物多様性の保全
4-1-2 多様な自然環境の保護・保全		
4-1-3 野生鳥獣や外来生物による悪影響の低減		
4-2 自然とのふれあいの 推進		4-2-1 市民参加の自然教育活動の実施
		4-2-2 自然公園の保護と活用
5 緑・水・文化が 生み出す五感に 心地よいまち (快適環境)	5-1 緑化と美化の推進	5-1-1 緑地の保全と緑化の推進
		5-1-2 環境美化の促進
		5-1-3 花いっぱい運動の推進
	5-2 親しめる水辺の創出	5-2-1 親水性のある水辺の保全
		5-2-2 湧水・井戸の保全と活用
	5-3 松本らしい景観・文 化の保全と創出	5-3-1 松本の特徴ある景観の保全、創出

第 1 の柱 ゼロカーボンに挑むまち（地球環境）

深刻化する地球温暖化の防止と共に、市民生活や事業活動の充実につながる環境産業が構築されたゼロカーボンシティを実現するため、再生可能エネルギーの活用を中心とした持続可能で斬新な取組みを市民や事業者等と共に展開します。

基本施策 1-1 ゼロカーボンを目指した地域づくりの推進

■現状と課題

私たちの豊かさや便利さを求めた日常生活や経済活動が、地球規模の環境問題を引き起こしています。特に地球温暖化は緊急を要する課題となっており、近年、世界で頻発している異常気象は、今や気候危機と言われています。

こうした状況に対し、平成 27 年（2015 年）に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指す「パリ協定」が採択され、本市は令和 2 年（2020 年）、気候非常事態宣言を行い、2050 ゼロカーボンシティを目指すことを表明しました。

これまでの取組みにより、市域の温室効果ガス排出量は、平成 23 年（2011 年）をピークに減少傾向にはあるものの、大きな削減には至っていません。

市民の地球温暖化への関心を高めるとともに、市民・事業者・行政が危機意識を共有し、連携しながら温室効果ガス排出量削減の取組みを一層進めることが必要です。

■施策の展開

2050 年のゼロカーボンシティ達成に向けて、省エネルギーの促進と再生可能エネルギーの活用推進等の取組みを進めます。

■取組項目【関連する SDGs のゴール（下線は特に関連性の高いもの）】

- 1-1-1 再生可能エネルギー利用の促進
【SDGs：4、7、8、9、11、13、17】
- 1-1-2 日常的な省エネルギーへの取組み
【SDGs：4、7、9、13、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
1-1-1	再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備導入量	R 元	110,436kW	R12	※2
1-1-2	市全域から排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	H19 ^{※1}	1,858,975t	R12	※2

※1 基準年度は、松本市地球温暖化対策実行計画（平成 28 年度改訂版）に基づき、平成 19 年度とします。

※2 松本市地球温暖化対策実行計画（令和 3 年度改訂版）（仮）に基づき設定します。

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
1-1-1 用ネ再 のル生 促ギ可 進！能 利工	① 建物への再生可能エネルギー設備の導入	◎	◎	◎
	② 薪ストーブやチップボイラー等の木質バイオマス熱利用設備の設置	◎	◎	◎
	③ 再生可能エネルギーを活用した事業の実施		◎	○
	④ 再生可能エネルギーに関する普及・啓発			◎
1-1-2 ギ日 ー常 への 的な 取省 組工 みネ ル	① 建物の新築・改修時の省エネ・高断熱化	◎	◎	◎
	② 環境配慮車の導入及びエコドライブの実践	◎	◎	◎
	③ 環境負荷を考慮したグリーン購入の推進	◎	◎	◎
	④ 温室効果ガス削減に関する情報発信及び収集	◎	◎	◎
	⑤ 松本市役所エコオフィスプランに基づく公共施設の脱炭素化の推進			◎
	⑥ 公共施設へのエネルギー監視システム等の導入			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）[環境エネルギー部]
- ・松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画[環境エネルギー部]

基本施策1-2 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進

■現状と課題

モータリゼーションの進展により、自動車を主な交通手段とした生活スタイルが定着しましたが、その利便性の反面、温室効果ガスを発生させることにより、地球温暖化の一因となってきました。更に近年は、自動車への過度な依存により、交通渋滞の慢性化や公共交通の不採算化、中心市街地の活力低下などの社会問題が顕在化してきました。

今後は、行政が主体となって持続可能な公共交通体制を構築することで、過度な自家用車利用を抑制するなど、交通分野の脱炭素化に向けた取り組みが必要です。

■施策の展開

市民の移動の利便性と安全性を確保しつつ、歩行者・自転車・公共交通を優先し、交通渋滞を解消することで、脱炭素社会の推進を図ります。

既存の公共交通を最大限活かしながら、地域の実情に対応する公共交通ネットワークの整備を民間事業者等との連携により推進し、人にやさしい「総合的な交通体系」の構築を進めます。

■取組項目

1-2-1	公共交通機関の利用促進	【SDGs: 4、 <u>11</u> 、13、17	】
1-2-2	自動車排出ガス対策の推進	【SDGs: 3、4、 <u>11</u> 、13、17	】
1-2-3	歩行者・自転車利用環境の整備	【SDGs: <u>3</u> 、4、 <u>11</u> 、17	】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
1-2-1	路線バス等利用者数※	R元	2,695千人	R7	3,072千人
1-2-2	交通分担率（自動車）	R元	68.5%	R7	66.5%
1-2-3	自転車通行空間の整備延長	R元	6.3km	R7	38.3km

※ アルピコ交道路線バス(観光路線除く。)、西部コミュニティバス、松本市営バス、地域バス、山形村福祉バス、朝日村営バスの利用者数の合計

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
1-2-1 利公 用共 促交 進通 の	① 過度な自動車利用から、徒歩・自転車・公共交通利用への積極的な転換	◎	◎	◎
	② エコ通勤の推進		◎	◎
	③ パークアンドライド駐車場の利用促進	◎	◎	◎
	④ 利用者ニーズに基づく公共交通の利用促進・利便性向上	◎	◎	◎
1-2-2 策出 自の ガ動 推ス 車 進対 排	① 環境配慮車の導入及びエコドライブの実践（再掲）	◎	◎	◎
	② 右折レーンの設置、信号制御の調整等による渋滞対策の推進			◎
	③ テレワーク等の推進による自動車利用機会の削減		◎	◎
1-2-3 備の歩 利行者 環・境 自 の 転 整車	① ゾーン30等、歩行者優先の環境整備の推進			◎
	② 段差の解消等、歩きやすい環境整備の推進			◎
	③ 自転車レーンの設置及びネットワーク化等、自転車を利用しやすい環境整備の推進			◎
	④ シェアサイクルの普及促進			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市総合交通戦略（R3年度策定予定）[交通部]
- ・松本市自転車活用推進計画（R3年度策定予定）[交通部]
- ・松本地域公共交通計画（R3年度策定予定）[交通部]

第2の柱 資源の循環で新たな価値を生み出すまち（循環型社会）

資源を大切にし、環境に極力負荷をかけないライフスタイルの確立に向け、資源・エネルギーの効率的な使用、廃棄物の発生抑制と再利用及び再生利用の推進などにより、持続可能な循環型社会を目指して施策を展開します。

基本施策2-1 3R徹底によるごみ減量の推進

■現状と課題

本市は、「松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）」に基づき、ごみの減量と資源化に取り組んでいます。本市の年間ごみ排出量は、松本地震の影響があった平成23年度（2011年度）以降減少傾向にありましたが、令和元年度（2019年度）には増加に転じました。県内他市と比較すると1人1日当たりのごみ排出量が依然として多く、特に事業系ごみの減量が喫緊の課題となっています。

3Rの取組みの中でも、本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう食品ロスに早くから注目し、「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」を中心に、積極的に取り組んできました。令和元年度（2019年度）には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるとともに、「残さず食べよう！30・10運動」に由来する10月30日が食品ロス削減の日として制定されました。令和2年度（2020年度）には、松本市食品ロス削減推進計画を策定しました。

また、近年、プラスチックの大量消費による気候変動への悪影響や、適正に処理されず流出したプラスチックごみによる海洋プラスチック汚染等が新たな世界的課題となっており、プラスチックごみの削減が求められています。

■施策の展開

持続可能な循環型社会を構築するために、3Rの中でも優先順位の高い2R（発生抑制（リデュース）、再利用（リユース））の取組みを積極的に進めます。それでも発生してしまったごみについては、再資源化（リサイクル）を徹底します。

■取組項目

2-1-1	2R（リデュース・リユース）の優先的な推進	【SDGs：1、2、4、12、13、17】
2-1-2	食品ロス削減の推進	【SDGs：1、4、8、11、12、13、17】
2-1-3	リサイクルの徹底	【SDGs：4、12、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
2-1-1	総ごみ量	H24 ^{※1}	99,794 t	R9	73,016 t
2-1-2	市内食品ロス量（総量）	H28 ^{※2}	10,349 t	R12	7,244 t
2-1-3	リサイクル率	R元	10.5%	R9	12%

※1 基準年度は、松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）に基づき、平成24年度とします。

※2 基準年度は、松本市食品ロス削減推進計画に基づき、平成28年度とします。

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
2-1-1 優2 先的 な推 進 デ ユ ー ス ・ リ サ イ ク ル の	① 一般廃棄物組成調査の継続的な実施によるごみ排出実態の的確な把握			◎
	② 使い捨て製品等のプラスチックごみの削減	◎	◎	◎
	③ 会議等のペーパーレス化推進		◎	◎
	④ 商品の過剰包装の抑制	○	◎	
	⑤ リターナブル容器商品、詰め替え商品等の購入	◎	○	
	⑥ 生ごみの堆肥化、減量化の推進	◎	◎	○
	⑦ 多量排出事業所におけるごみ減量計画書に基づく積極的なごみ削減の推進		◎	○
	⑧ 排出事業者への指導、収集運搬事業者への展開検査の実施による、事業系ごみ減量の推進		◎	◎
	⑨ リユースの普及啓発及び実践	◎	◎	◎
	⑩ 家庭系ごみ有料化の検討			◎
2-1-2 推 進 食 品 ロ ス 削 減 の	① おそとで／おうちで「残さず食べよう！30・10運動」の周知啓発及び実践	◎	◎	◎
	② 家庭系、事業系食品ロス量の把握		○	◎
	③ 期限表示に対する正しい理解	◎	○	○
	④ フードバンク・フードドライブやフードシェアリング等の活用による未利用食品廃棄の削減	◎	◎	○
	⑤ 納品期限の緩和、賞味期限の年月表示、賞味期限の延長等の商慣習の見直し		◎	
2-1-3 の リ 徹 サ イ ク ル	① 分別の徹底によるリサイクルの推進	◎	◎	◎
	② グリーン購入の推進（再掲）	◎	◎	◎
	③ 正しい分別方法についての理解	◎	◎	○
	④ 事業系ごみのうち再生可能な紙類の松本クリーンセンターへの搬入規制によるリサイクルの推進		○	◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例[環境エネルギー部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市食品ロス削減推進計画[環境エネルギー部]

基本施策2-2 持続可能な農林業の推進

■現状と課題

○農地の保全と活用

本市では水稻を中心に、園芸作物も盛んに栽培されており、郊外には広大な農業地帯が広がり、また市街地近郊でも、果樹や野菜を中心とした農業が営まれています。農業生産の基盤である農地は、経済的機能のほかに美しい田園風景の形成や地下水のかん養など、多くの公益的機能を有しています。

しかしながら、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、輸入農産物との競合など、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農地も減少傾向にあります。

農地が持つ公益的機能は、生産活動によって維持されるものであることから、農地の保全と活用及び担い手の確保・育成を図る総合的な施策の推進が必要です。

○森林の保全と活用

森林面積は松本市総面積の約80パーセントを占め、本市を代表する「緑の社会資本」となっています。森林は、国土の保全、水源のかん養、健康・文化・教育的な利用の場の提供、地球温暖化の抑制、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の様々な機能を有し、安全で快適な市民生活を実現する上で重要な役割を果たしています。

しかし、林業従事者の減少、高齢化が進んでおり、森林整備を適切に実施していくために、林業従事者を安定的に確保・育成していく必要があります。

また、森林の保全・再生の循環サイクルを確立するとともに、木材の利活用を推進し、持続可能な森林管理システムを構築することが必要です。

■施策の展開

担い手の確保を進め、基幹産業である農林業の生産から流通までの活性化により、美しい農山村地域の継承を目指します。

■取組項目

<u>2-2-1</u>	<u>持続性の高い農業の推進</u>	【SDGs: 2、4、13、15、17】
<u>2-2-2</u>	<u>農林産物の地産地消の推進</u>	【SDGs: 2、4、13、15、17】
<u>2-2-3</u>	<u>計画的な森林整備の推進</u>	【SDGs: 4、11、13、15、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
2-2-1	「環境保全型農業直接支払交付金事業」の取組面積	R元	2,567a	R12	3,850a
2-2-2	学校給食での地物食材の使用率	R元	25%	R7	30%
2-2-3	年間間伐実施面積（市実施分）	R元	65ha	R12	80ha

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
2-2-1 業持の 続性 推 進の 高 い 農	① 肥料及び農薬の適正な使用	◎	◎	◎
	② 有機農法、減農薬栽培等、環境への負荷が少ない方法による農業の推進	○	◎	○
	③ 農地流動化の促進		◎	◎
	④ 移住を含めた新規営農の奨励による、担い手の育成及び農地利用の最適化			◎
2-2-2 産農 地林 消産 の物 推 進の 進地	① 地元産農林産物の選択購入による積極的な利用	◎		
	② 学校給食での地元産農産物の積極的な使用			◎
	③ 地域材の利用・販売・商品開発の推進		◎	
	④ 公共建築物等への地域材の積極的な利用			◎
2-2-3 整計 備画 の的 推 進な 森 林	① 森林施業計画に基づく適正な森林整備の推進		◎	◎
	② 効率的な森林整備のための林道・作業道整備の推進			◎
	③ 保安林指定の推進による森林の公益的機能の維持増進	○		◎
	④ 松枯れ被害抑制に向けた、伐倒駆除による予防や危険木処理によるライフライン対策の実施			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市農林業振興計画[環境エネルギー部、産業振興部]
- ・第3期松本市食育推進計画[健康福祉部]

第3の柱 誰もが安全に安心して暮らせるまち（生活環境）

公害の防止や環境衛生の向上などにより人の健康や生活環境への被害を防止し、生活基盤の安定化、適切な廃棄物処理を着実に推進するなどにより、安全・安心な生活環境を守るまちを目指して施策を展開します。

基本施策3-1 公害の防止と対策

■現状と課題

大気・水・土壌とも多くの調査地点及び項目で環境基準を達成していますが、懸念される事象も確認されています。大気については、光化学オキシダント等都市部からの汚染物質の移流の影響が見られます。本市では、令和3年（2021年）4月から、大気常時監視を始めました。水環境については、一部地域の地下水の水質において硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過しています。これは窒素肥料の溶脱等が原因とみられ、継続的な監視が必要です。

市に寄せられる公害苦情は、年間50件程度あり、大気汚染や騒音・振動に関する内容が大部分を占めます。大気汚染に関する苦情は、そのほとんどが野外焼却に関するものです。野外焼却は、法律で原則禁止されているため、引き続きその周知と違法焼却の指導に努めます。騒音・振動に関する苦情は、法令では規制できない日常生活等に起因するものが増加しており、個別の案件の実情に応じた対策が必要です。

■施策の展開

環境調査を継続的に実施して市内の環境の状況を把握します。また、事業所の監視・指導等による公害未然防止策を進めるとともに、公害苦情への対応に取り組みます。

■取組項目

- 3-1-1 公害監視・調査体制の充実 【SDGs: 3、4、6、11、17】
- 3-1-2 公害発生源対策、未然防止対策の徹底【SDGs: 3、4、6、11、17】
- 3-1-3 調査結果の公表、苦情相談体制の充実【SDGs: 3、4、11、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
3-1-1	水質汚濁防止法特定事業場立入件数	R元	106件	R12	120件
3-1-2	水質汚濁防止法特定事業場水質検査回数	R元	66回	R12	80回
3-1-3	一般大気環境基準達成率（二酸化窒素・二酸化硫黄）	R元	100%	R12	100%を維持

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
3-1-1 充調公 実査害 体監 制視 の・	① 継続的な環境調査（大気、水質、騒音、振動等）の実施			◎
	② 地下水保全のための水位、水質等の継続的な検査の実施			◎
	③ 事業所への監視、指導の強化			◎
3-1-2 然公 防害 止発 対生 策源 の対 徹策 底未	① 騒音等に関する近隣住民への配慮	◎	◎	○
	② 不適切な焼却、灯油の流出等の防止の徹底	◎	◎	○
	③ 法令遵守による公害発生の未然防止		◎	
	④ 公害発生時の被害拡大防止策の徹底		◎	◎
	⑤ 公害苦情解決に向けた現場調査及び適切な指導・調整の実施			◎
3-1-3 体表調 制査 の苦結 充情果 実相の 談公	① 公害等の調査結果の、速やかなわかりやすい形での公表			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市公害防止条例[環境エネルギー部]

基本施策3-2 廃棄物の適正処理の推進

■現状と課題

本市の一般廃棄物は、「松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）」に基づき、適正に処理されています。

一般廃棄物処理施設は、中間処理施設として、松本市を含む2市2村で構成する松塩地区広域施設組合管理による焼却施設（松本クリーンセンター）と、松本市単独の資源物ストックヤード（松本市リサイクルセンター）を運営しています。今後も長期的に松本市で発生する一般廃棄物を滞りなく適正処理できるよう、松塩地区広域施設組合で予定している新焼却施設の建設を着実に進める必要があります。

最終処分施設として管理・運営している3施設のうち、唯一埋立残容量があるエコトピア山田は、埋立開始から約50年が経過していることから、今後も長期間、安心・安全な施設として使用するため、再整備を行います。再整備期間中は当該施設で処理している一般廃棄物を民間事業者へ外部委託し、適正に処理しなければなりません。

また、民間の産業廃棄物処理施設も含めた廃棄物処理施設周辺への環境汚染防止対策の促進と、処理事業者への指導徹底が必要です。令和3年（2021年）4月の中核市移行により、産業廃棄物に関する事務の一部が県より移譲されたことから、より一層の監視指導等に取り組めます。

不法投棄物回収量は減少傾向にありますが、令和元年度（2019年度）には8トンが回収処理されており、更なる監視強化や意識啓発が必要です。

万が一の災害に備え、大量に発生する災害廃棄物を迅速・適切に処理できる体制づくりも課題となっています。

■施策の展開

廃棄物が適正に処理されるよう、指導や施設管理を進めます。また、不法投棄をなくすために、パトロールや意識啓発を図ります。

■取組項目

- 3-2-1 一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理 【SDGs：3、4、7、9、11、12、17】
- 3-2-2 産業廃棄物の適正処理と処理施設の管理 【SDGs：3、4、9、11、12、17】
- 3-2-3 不法投棄対策の推進 【SDGs：4、6、11、12、14、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
3-2-1	埋立残容量のある一般廃棄物最終処分場の確保	R元	1施設	R12	1施設
3-2-2	PCB廃棄物の適正処分率	R元	62.3%	R12	100%
3-2-3	不法投棄パトロール日数	R元	113日	R12	150日

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
3-2-1 一般廃棄物の適正処理と処理施設の管理	① 市が設定する分別区分に応じた分別排出の徹底による、市の適正処理に対する取組みへの協力	◎		
	② (廃棄物処理事業者) 法令に則った適正処理の実施		◎	
	③ (排出事業者) 自ら処理できない廃棄物の処理を適切な処理を行う事業者へ依頼		◎	
	④ 適正規模のごみステーション設置による収集効率の向上	○		◎
	⑤ 町会ごみステーションの設置補助の実施	○		◎
	⑥ 中間処理施設、最終処分場及び資源物ストックヤードの適正な管理・運営の実施			◎
	⑦ 長期間の安心・安全な使用に向けたエコトピア山田(最終処分場)の再整備及び再整備期間中の民間事業者への委託による埋立ごみ等の適正処理		○	◎
	⑧ 松塩地区広域施設組合で新施設建設を予定している焼却施設について、組合構成市として広域的な処理の視点に立ち、一般廃棄物を安定的に処理できる施設の整備に向けた取組みの着実な推進			◎
	⑨ 災害廃棄物処理計画に基づく、有事の災害廃棄物の発生への備え			◎
3-2-2 産業廃棄物の処理施設と物	① (廃棄物処理事業者) 法令に則った適正処理の実施		◎	
	② (排出事業者) 自ら処理できない廃棄物の処理を適切な処理を行う事業者へ依頼		◎	
	③ 不適正な処理防止のため排出事業者・処理事業者へ指導を強化			◎
	④ 産業廃棄物処理施設周辺での大気中のダイオキシン類調査の実施			◎
3-2-3 不法投棄対策	① 不法投棄をさせない環境づくりへの協力と不法投棄発見時の市への連絡	◎	◎	
	② 地区一斉清掃、環境美化推進員等による循環清掃指導等による地域一体となった美化活動の推進	◎	◎	◎
	③ パトロール等による監視、早期回収の強化			◎
	④ 廃タイヤ等の特別回収の実施			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例[環境エネルギー部]
- ・松本市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例[環境エネルギー部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画(平成30年度(2018年度)~令和9年度(2027年度)版)[環境エネルギー部]
- ・松本市ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例[環境エネルギー部]
- ・松本市災害廃棄物処理計画[環境エネルギー部]

基本施策3-3 生活環境基盤の整備

■現状と課題

○適正な土地利用

土地は、環境資源の基礎となるものであり、その有限性を認識し、地域の自然的・社会的条件等に配慮して利用する必要があります。本市では国土利用計画法、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法等の関係法令の的確な運用により、土地利用の適正化に努めています。引き続き、環境保全を重視した土地利用に基づく、快適で環境にやさしいまちづくりの推進が必要です。

○上下水道の整備等

上水道の普及率は、令和元年度末（2019年度末）で99.7パーセントに達しています。今後は、効率的な水運用・施設整備・改良・更新・耐震化・長寿命化を計画的に進め水質管理の充実及び施設の維持管理を強化し、災害に強い安全・安心でおいしい水の安定供給に努めていきます。

公共下水道の普及率は、令和元年度末（2019年度末）で96.9パーセントに達しています。また、農業集落排水及び浄化槽の普及率を加えた汚水処理人口普及率は99.7パーセントとなり、市域の公共下水道計画区域内の整備は概ね完了しています。

今後は老朽化した施設の改築、更新及び地震時の被害を最小限に留めるための耐震化を進めるとともに、適切な維持管理を行い公共用水域の保全に努め、消化ガスの全量発電など、再生可能エネルギー利用も推進していきます。

また、浄化槽や公衆便所を適正に管理して、市民の衛生環境を保全します。

■施策の展開

人と自然の調和のとれた開発、良好な市街地等を形成していくため、計画的で秩序ある土地利用を進めます。また、安全・安心でおいしい水の安定供給、水質の保全のため、施設の再整備・適切な維持管理を進めます。

■取組項目

3-3-1	適正な土地利用の推進	【SDGs: 4、9、11、17】
3-3-2	適切な上下水道の維持管理	【SDGs: 4、6、9、11、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
3-3-1	地区計画策定面積	R元	294.9ha (累計)	R12	334.0ha (累計)
3-3-2	水道水有効率	R元	87.5%	R12	88.7%

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
3-3-1 推地適 進利正 用な の土	① 環境に配慮した適正な土地利用の推進	◎	◎	◎
	② 立地適正化計画に基づく住環境の保護			◎
3-3-2 持適 管切 理な 上 下 水 道 の 維	① 下水道への接続、合併処理浄化槽への転換、水洗化の推進	◎	◎	○
	② 上下水道施設の耐震化、長寿命化、適正な維持管理の推進			◎
	③ 合流式下水道緊急改善事業での放流水の高度処理化と分流化の推進			◎
	④ 上下水道施設の省エネルギー対策の推進			◎
	⑤ 分析技術の向上等、水質検査体制の充実化			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市都市計画マスタープラン[建設部]
- ・松本市農業振興地域整備計画書[産業振興部]
- ・第2期松本市水道ビジョン[上下水道局]

第4の柱 豊かな自然を守り、ともに暮らすまち（自然環境）

優れた自然環境、生物多様性を守り、適正利用を図るとともに、人と自然とのふれあいによる豊かな自然の恵みを大切にすまちを目指して施策を展開します。

基本施策4-1 生物多様性の保全

■現状と課題

本市の豊かな自然環境は、豊富な生物多様性によって支えられており、市域内には希少種を含む多種多様な動植物が生息・生育します。

しかし、人為的な影響による自然環境の悪化や、これまで人間が手を加えることで維持されてきた里山等の二次的自然の荒廃等により、動植物の生息・生育環境の減少・変化がみられます。またその影響で、これまでの人間と野生鳥獣との関わり方が変化し、農作物や生態系への被害も多くなっています。

生物多様性のホットスポットとも評される松本市の貴重な自然環境を未来へつないでいくために、動植物の生息・生育状況に基づく適切な生物多様性の保全と、外来種や有害鳥獣への対策が必要です。

■施策の展開

平成27年度（2015年度）に策定した「松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）」に基づき、生きものあふれる豊かな自然の維持と再生による生物多様性の保全を目指し、具体的な生物多様性保全対策を推進します。

また、人と野生鳥獣が共存していくための対策を進めます。

■取組項目

- 4-1-1 野生動植物等、自然環境の把握 【SDGs：4、6、15、17】
- 4-1-2 多様な自然環境の保護・保全 【SDGs：2、4、6、15、17】
- 4-1-3 野生鳥獣や外来生物による悪影響の低減【SDGs：2、4、15、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
4-1-1	モニタリング調査実施箇所数	R元	4か所	R7	5か所
4-1-2	希少種保護活動への支援箇所数	R元	1か所	R7	1か所
4-1-3	二ホンジカの駆除頭数	R元	1,274頭	R12	1,395頭
	特定外来生物駆除活動への参加人数	R元	9,414人	R12	10,000人

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
4-1-1 境等野 の生 把自動 握然植 環境物	① 市内の野生動植物の生息・分布状況等の把握			◎
	② 自然環境情報の集約化と環境教育での活用			◎
4-1-2 の多 保様 護な ・自然 保全 環境	① 開発、工事における環境や生態系に配慮した工法の選択による環境負荷の低減		◎	◎
	② 「市民の森」等、市民参加による里山等の整備への参加及び支援	◎	◎	◎
	③ 人の手の加わった二次的自然環境における動植物の生息・生育環境の保全・復元・創造の推進			◎
	④ 市民や専門家との協働による生物多様性保全の推進	○		◎
4-1-3 響生野 の物生 低に鳥 減よ獣 るや 悪外 影来	① 特定外来種等の駆除	○	○	◎
	② 野生鳥獣による被害を受けにくい環境づくり	◎	◎	◎
	③ 生態系に影響を及ぼすニホンジカ等の駆除			◎
	④ 猟友会との協力による狩猟登録者の確保	○		◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）[環境エネルギー部]
- ・松本市農林業振興計画[環境エネルギー部]

基本施策4-2 自然とのふれあいの推進

■現状と課題

本市は、上高地や乗鞍高原、美ヶ原高原など日本を代表する国立・国定公園を有する他、身近な地域には里山、河川や森林など豊かな自然環境が数多く点在しています。

その一方で、家庭・地域・学校など様々な場面において、身近な自然とふれあう機会の減少がみられます。

自然保護の意識を向上させるために、より多くの市民に自然とふれあい、自然の恩恵を感じられる機会を提供する必要があります。

■施策の展開

自然保護の意識向上のため、市民参加の環境調査、自然観察会の開催や自然とふれあえる場所の整備等を進めます。

また、自然保護センター等の利用を進めます。

■取組項目

- | | | |
|-------|----------------|-------------------|
| 4-2-1 | 市民参加の自然教育活動の実施 | 【SDGs: 4、15、17】 |
| 4-2-2 | 自然公園の保護と活用 | 【SDGs: 4、8、15、17】 |

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
4-2-1	「自然環境」の学習に関する事業数	R元	133件	R12	150件
4-2-2	美ヶ原自然保護センター入館者数	R元	13,200人	R12	15,800人
	乗鞍自然保護センター入館者数	R元	9,024人	R12	13,000人

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
4-2-1 動自市 の然民 実教参 践育加 活の	① 自然観察会の開催及びそれに対する協力、情報発信	◎	◎	◎
	② 市民参加型の自然環境調査の継続的な実施	○		◎
	③ 自然の中で遊べる場所及び機会の提供	○	○	◎
4-2-2 護自然 と然活 用公園 の保	① 国立公園、国定公園等における関係機関と連携した、希少野生動植物を含む貴重な自然環境の保護	◎		○
	② 自然保護センターでの自然保護、環境教育の推進			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）[環境エネルギー部]

第5の柱 緑・水・文化が生み出す五感に心地よいまち（快適環境）

きれいなまちなみが保たれ、ごみが少なく、花や緑が豊かで、親しめる水辺があり、文化資産を生かした風格と芸術文化活動等の潤いのある、五感に心地よい快適環境を育むまちを目指して施策を展開します。

基本施策5-1 緑化と美化の推進

■現状と課題

本市は、中山間地域の森林の豊かさに比べ、中心市街地の緑が少ない状況にあります。まちなかの花や緑は、市民や松本市を訪れる人びとの心に安らぎと潤いを与えるとともに、地球温暖化防止の役割を果たすことから、継続的な緑化の取り組みが必要です。

また、まちなかの環境美化を進めるために、平成13年(2001年)に「ポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例」を制定し、ポイ捨てや不法投棄の防止に取り組んできました。本市は内陸に位置しますが、市内で適正に処理されなかったごみが、河川を通じて日本海に流出し、海洋プラスチックごみとして生態系等に大きな影響を与え得ることも認識し、一層の継続的な意識啓発が必要です。

■施策の展開

花いっぱい運動発祥の地として、心地よい市街地空間の形成を目指し、市民、事業者、行政が連携して、まちなかの緑化や花のあるまちづくりに取り組むとともに、植物等を活用し、かおりなど感覚環境の視点から五感に心地よい環境づくりを進めます。

また、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止等によるまちの環境美化を進めるとともに、自然等の快適な環境に触れられる身近な場である公園の安心・安全な利用のための整備を進めます。

■取組項目

5-1-1	緑地の保全と緑化の推進	【SDGs: 4、 <u>11</u> 、13、17	】
5-1-2	環境美化の促進	【SDGs: 4、 <u>12</u> 、14、17	】
5-1-3	花いっぱい運動の推進	【SDGs: 4、 <u>11</u> 、13、17	】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
5-1-1	中心部地域※における植栽本数	R元	636本	R12	975本
5-1-2	地区一斉清掃参加人数	R元	81,268人	R12	82,000人
5-1-3	オープンガーデン事業の参加者数	R元	35件	R12	40件

※ 中央、東部、第1、第2、第3の計5地区を指します。

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
5-1-1 緑化地の推進と	① 公園整備への参加、支援	◎	◎	
	② 緑の相談の実施			◎
	③ 生垣設置の補助等による私有地の緑化の推進	◎		◎
	④ 公共施設の緑化の推進			◎
5-1-2 環境美化の促進	① 環境美化活動への参加、支援	◎	◎	◎
	② 犬猫等の適正な飼育	◎		
	③ ポイ捨て防止パトロール事業の推進			◎
	④ 公園施設等の防災機能の向上及びバリアフリー化推進			◎
	⑤ 放置自転車対策の継続実施			◎
5-1-3 花進運動のば	① 花いっぱい運動の推進	◎	◎	◎
	② 美しいまち松本づくり事業の推進			◎
	③ オープンガーデン事業の推進	◎	◎	◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市緑の基本計画[建設部]

基本施策5-2 親しめる水辺の創出

■現状と課題

○親水性のある水辺の保全

本市は、市街地に多くの河川が流れ、湧水も各所で見られます。きれいな水が流れる身近な河川は、ホタル等の希少な生物の生息場所になっており、市民団体等による保全活動や環境学習が行われています。

一方で、護岸で固められ近寄りづらい場所となっている河川も多くなっています。また、川沿いにアレチウリやオオキンケイギクなどの特定外来生物が繁茂する様子も見られ、生態系への影響が懸念されます。

河川等の整備においては、治水・利水の機能を担保しながら、河川が本来有している生物の生息環境や多様な景観を保全・創出するなど、自然環境に配慮することも必要です。

○地下水の保全

市街地に数多くある井戸は、まつもと城下町湧水群として環境省「平成の名水百選」に選定されています。松本市は盆地特有の豊富な地下水に恵まれています。将来にわたってその恵みを受けられるよう、適切に利用していく必要があります。

■施策の展開

河川や湧水等の水辺に近付きやすく、親しめるように保全や整備、美化を進めます。また、地下水の保全のため、継続的な監視と適正利用等の指導を進めます。

■取組項目

5-2-1	親水性のある水辺の保全	【SDGs: 4、11、14、 <u>15</u> 、17	】
5-2-2	湧水・井戸の保全と活用	【SDGs: 4、6、11、 <u>15</u> 、17	】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
5-2-1	河川美化活動（清掃、特定外来生物駆除）参加人数	R元	33,870人	R12	34,000人
5-2-2	湧水と緑陰の一体整備の箇所数	R元	16か所	R12	18か所

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
5-2-1 の親 保水 全性 の ある 水 辺	① 河川愛護団体等の活動への参加、支援	◎	◎	
	② 河川愛護団体等との連携による環境美化、意識啓発等の実施			◎
	③ 護岸等における、可能な範囲での親水性に配慮した整備の実施			◎
	④ まちなかの河川空間の利活用促進による、まちの賑わいの創出		○	◎
5-2-2 全湧 と水 活・ 用井 戸の 保	① 地下水保全のための道路や駐車場の浸透性舗装及び地下浸透柵の設置	◎	◎	◎
	② 地下水位調査の継続実施			◎
	③ 湧水、井戸等の適切な維持管理、環境保全			◎
	④ 地下水の適正利用等の指導の推進			◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市緑の基本計画[建設部]

基本施策5-3 松本らしい景観・文化の保全と創出

■現状と課題

本市の美しい景観は、豊かな自然と、歴史に育まれた多くの文化財により特徴づけられます。これらは、市民に地域の誇りや愛着を与えるばかりでなく、快適な生活環境を育む上で重要な役割を果たしています。

しかし、都市の近代化や人口減少、景観意識の低下などにより、有形・無形の文化資産や歴史的なまちなみの喪失が危惧されます。

今後は、より一層、国宝松本城を始めとする地域の歴史文化資産を大切にしながら、市民にとって快適なまちづくりを推進し、城下町としての価値を更に高めていくことが必要です。

■施策の展開

恵まれた自然、伝統や歴史のある文化資産の保存と活用のため、景観計画に基づく景観誘導を図り、質の高い潤いのある住環境の保全と創出に努めます。

また、文化資産の価値を高めるため、文化財の保護、周辺環境の整備を進めます。松本市歴史文化基本構想に基づき、市域に存在する有形・無形の文化財の総合的な把握に努め、まちづくりへの積極的な活用を図ります。

■取組項目

5-3-1 松本の特徴ある景観の保全、創出 【SDGs: 4、8、11、17】

■指標・目標値

取組項目	指標	基準年度	実績値	目標年度	目標値
5-3-1	まちなみ修景事業利用件数	R元	127件（累計）	R12	142件（累計）

■主体別の取組内容

取組項目	取組内容	実施主体		
		市民等	事業者	市
5-3-1 松本の特徴ある景観の保全、創出	① 景観計画及び歴史的風致維持向上計画に基づく景観形成の推進	◎	◎	◎
	② 景観計画における景観形成基準の充実			◎
	③ 景観事前協議制度の適切な運用による良好な景観形成への誘導	○	○	◎
	④ 屋外広告物条例による屋外広告物の改善及び撤去指導の推進			◎
	⑤ 景観賞の実施			◎
	⑥ 景観の向上と災害への備えとしての無電柱化の推進			◎
	⑦ 歴史文化基本構想に基づく、文化財の保存、整備の推進	○		◎

※ ◎は主体的な関連項目、○は間接的な関連項目を示します。

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市景観計画[建設部]
- ・松本市屋外広告物条例[建設部]
- ・松本市歴史文化基本構想[文化観光部]
- ・松本市歴史的風致維持向上計画[建設部]

2 重点戦略

(1) 重点戦略の位置付け

本市では、環境・経済・社会それぞれに地域課題を抱えていますが、これらの課題は単独で存在しているのではなく、相互に関連・複雑化する傾向にあります。視点を変えれば、ある一つの課題解決に向けたアプローチが、他の課題解決につながる可能性がある、ということもできます。したがって、環境面の課題だけを視野に入れて環境政策に取り組むのではなく、複数課題の同時解決による環境・経済・社会の統合的向上を目指すことが求められます。

本計画では、本市の環境の現状やこれまでの取組みなども踏まえ、課題の同時解決につながる取組みを、「重点戦略」として位置付け、総合的かつ分野横断的な視点で、市民、事業者及び研究機関等とのパートナーシップにより、積極的に推進することとします。

(2) 松本版地域循環共生圏の創造

環境・経済・社会の統合的向上を具体化するための鍵の一つとなるのが、第1章「3 環境分野における動向」(p4)でも触れた「地域循環共生圏」の創造です。「地域循環共生圏」とは、各地域が、時に見過ごされがちだった地域資源の価値を見出し、それを持続可能な形で利用し自立すること。更に、足りない部分を近隣あるいは広域での他地域との連携により相互に補完し合うことによって機能する、という考え方です。これにより、中山間部も都市部も活かし、地域の活力を最大限に発揮できる持続可能な社会の構築が期待されます。

また、地域循環共生圏の考え方はSDGsとも親和性が高く、地域循環共生圏の創造に向けたアプローチは、地域におけるSDGsの実践や、脱炭素化の推進にもつながります。

第5章「2 重点戦略」では、本市の実情に合わせた地域循環共生圏の形である「松本版地域循環共生圏」の創造を目指します。松本版地域循環共生圏を念頭に置いた3つの戦略と、戦略ごとの重点施策を設定し、各重点施策に関連する既存の事業を整理することで、各事業担当課が複数の効果を意識して取り組むよう促します。また、既存の事業だけでは不十分と考えられる場合には、各重点施策の趣旨に沿った新たな取組みを実施できるよう、計画期間中に検討し、実行に移すこととします。

(3) 3つの重点戦略

ア 重点戦略1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）

松本市の自然環境は、国内屈指の山岳観光資源であることに加え、再生可能エネルギー導入のポテンシャルも高いとされています。自然環境を地域資源として持続可能な形で最大限有効活用することにより、地域の持つ力を一層高めることをねらいます。

イ 重点戦略2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）

気候変動の影響や超少子高齢化社会における人口減少の深刻化は、本市においても深刻な社会的課題となっています。本項においては、環境施策を通

してこれらの課題解決を図りながら、持続可能な地域づくりを推進していくことをねらいます。

ウ 重点戦略3 環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）

市民一人ひとりが生活や仕事、活動の中で環境に配慮した行動をとるためには、まずは環境に関する正しい知識を持つことが必要です。

また、持続可能な社会づくりを担う人材を育成するためには、パートナーシップの充実により、多角的な視点を養うことが必要です。あらゆる取組みの着実な実施のためにも、多様な主体による協働を推進します。

重点戦略に基づく施策一覧

重点戦略	重点施策	取組項目
1 豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）	1-1 エネルギー地産地消の推進	1-1-1 地域資源を有効活用した再生可能エネルギー事業者の支援
	1-2 エコツーリズムの推進	1-2-1 地域資源を活かしたエコツーリズムの推進
		1-2-2 ワークーション等の受入れ体制構築の推進
1-3 グリーンな経済システムの構築	1-3-1 環境経営の推進	
	1-3-2 シェアリングエコノミーの推進	
2 社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）	2-1 気候変動への対策の強化	2-1-1 気候変動への緩和策の強化
		2-1-2 気候変動への適応策の推進
	2-2 防災・減災につながる生態系機能の保全・整備(Eco-DRR)の推進	2-2-1 生態系機能を重視した森林資源の保全・整備
2-2-2 樹種転換による松枯れ被害林の再生		
2-3 移住・定住促進による持続可能な地域づくり	2-3-1 移住希望者への環境情報の提供	
	2-3-2 就農支援と関連したU・I・Jターンの促進	
	2-3-3 空き家の利活用の推進	
3 環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）	3-1 ESD視点での環境教育の推進	3-1-1 学校等での環境教育の充実
		3-1-2 地域・家庭等での環境教育の充実
	3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進	3-2-1 エシカル消費に係る普及・啓発の推進
3-2-2 低炭素化に向けた日常的な取組みの推進		
3-3 多様な主体との協働機会の創出	3-3-1 市民団体等との協働による環境保全の取組みの推進	
	3-3-2 地域での環境保全の取組みの推進	

重点戦略 1

豊かな地域資源を活用した環境・経済の好循環（環境×経済）

重点施策 1-1 エネルギー地産地消の推進

■現状と取組みの方向性

地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入や、エネルギー地産地消の推進により、エネルギーに係る地域の収支改善が期待されます。更に、再生可能エネルギーの多くは自立・分散型であることから、他地域からのエネルギーの供給が寸断されるような大規模災害時でも運用できる可能性があり、都市のレジリエンス向上にもつながります。

また、間伐材を始めとする地産材を有効活用する仕組みをつくることは、地球温暖化の防止に資する取組みでもあることから、積極的に推進します。

■取組項目

重 1-1-1 地域資源を有効活用した再生可能エネルギー事業者の支援

【SDGs：4、7、8、9、11、13、15、17】

（今後の方針）100%カーボンニュートラルなエネルギーの自給自足を目指し、あらゆる再生可能エネルギーの導入とエネルギー地産地消の仕組みづくりを進めます。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 1-1-1	再生可能エネルギー普及推進事業	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進
	再生可能エネルギー導入支援事業	
	住宅用温暖化対策設備設置推進事業	
	水道施設における小水力発電事業	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進
	太陽光発電事業（下水道事業）	
	下水道施設における消化ガス発電事業	3-3 生活環境基盤の整備
	下水道資源（消化汚泥、下水熱等）の利用	全般
	エコスクール事業	
	小中学校環境教育支援事業	

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）[環境エネルギー部]
- ・松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画[環境エネルギー部]

重点施策 1-2 エコツーリズムの推進

■現状と取組みの方向性

エコツーリズムとは、旅行者が地域の自然環境の保全に配慮しながら、地域固有の自然観光資源等とふれあい、知識や理解を深める活動です。エコツーリズムの推進により、自然観光資源等、自然環境の保全に加え、観光振興、地域振興、環境教育の推進が期待されることから、地域との連携を深めつつ、積極的に推進します。

本市の有する自然環境を最大限活かし、山岳観光都市としてその魅力を市内外に発信するとともに、持続可能な利用を推進し、かけがえのない財産を次世代へ引き継ぎます。

また、政府主導で進められる「働き方改革」や、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の長期的な拡大抑制のための「新しい生活様式」など、多様な生活スタイルが今後定着していくことが予見されます。このことにより、本市の自然環境を目的としたワーケーションや二地域居住の需要が高まることを見据え、観光地の利活用や関係人口増加を通じ、地域の持続可能性を向上させることをねらい、積極的な受入れに取り組みます。

■取組項目

重 1-2-1 地域資源を活かしたエコツーリズムの推進【SDGs: 4、8、15、17】

（今後の方針）地域等の関係機関と連携しつつ、地域資源を保全しながら最大限活用し、世界に冠たる山岳リゾートの実現を目指します。

重 1-2-2 ワーケーション等の受入れ体制構築の推進【SDGs: 4、8、9、17】

（今後の方針）観光地等の新たな需要創出による活性化について検討し、持続可能な地域づくりに取り組みます。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 1-2-1	山岳観光プロモーション事業	1-2 環境負荷の低減に向けた交通体系の推進
	上高地対策事業	
	乗鞍高原再生事業	4-1 生物多様性の保全
	岳都・まつもと「山岳フォーラム」	4-2 自然とのふれあいの推進
重 1-2-2	山岳観光プロモーション事業	4-2 自然とのふれあいの推進

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市観光ビジョン[文化観光部]
- ・松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）[環境エネルギー部]

重点施策 1-3 グリーンな経済システムの構築

■現状と取組みの方向性

パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素に向けた取組みを強化する中で、金融の分野では、ESG投資（環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の要素を考慮する投資）の拡大など、企業の環境面への配慮を投資の判断材料の一つとして捉える動きが広がっています。本市においても、環境に配慮したグリーンな製品・サービスの供給拡大を促すと同時に、そうした製品・サービスに対する需要の拡大を図ることにより、環境負荷の低減と経済の好循環を目指します。

その一例であるシェアリングエコノミーは、資源を社会全体で有効活用することで、環境負荷の低減につながることを期待され、従来の大量生産・大量消費を前提とした使い捨て文化に替わる新たなライフスタイルをもたらす可能性があります。

■取組項目

重 1-3-1 環境経営の推進 【SDGs: 4、8、13、17】

（今後の方針）環境に配慮したビジネスが経済的なメリットを得られる仕組みづくりについて、検討します。

重 1-3-2 シェアリングエコノミーの推進 【SDGs: 4、8、9、12、13、17】

（今後の方針）これまでの取組みを継続しつつ、より広い視野での事業展開も検討し、取組みを強化します。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 1-3-1	eco オフィスマつもと認定事業	全般
	松本市中小企業融資制度（環境配慮に対する利子補給）	
重 1-3-2	自転車利用促進事業	1-2 車優先社会からの転換
	食品ロス削減事業（フードシェアリングの導入）	2-1 3R徹底によるごみ減量の推進

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市総合交通戦略[交通部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市食品ロス削減推進計画[環境エネルギー部]

重点戦略 2

社会的課題解決につながる持続可能な地域づくり（環境×社会）

重点施策 2-1 気候変動への対策の強化

■現状と取組みの方向性

地球温暖化の進行を食い止めるために、「2050 ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化の緩和策に、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書によると、今後様々な対策が進められたとしても、ある程度の気温の上昇は避けられないとされており、地球温暖化による様々な悪影響を低減するための適応策にも同時に取り組んでいく必要があります。

■取組項目

重 2-1-1 気候変動への緩和策の強化 【SDGs：4、7、13、17】

（今後の方針）これまでの取組みを継続しながら、より広い視野での事業展開も検討し、取組みを強化します。

重 2-1-2 気候変動への適応策の推進 【SDGs：3、4、11、13、17】

（今後の方針）既存事業と適応策の関係性を整理し、様々な分野での事業展開を検討します。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 2-1-1	再生可能エネルギー普及推進事業	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進
	再生可能エネルギー導入支援事業補助金	
	住宅用温暖化対策設備設置推進事業	
	新電力導入事業	
	環境配慮車の導入	
	プラスチックごみ削減事業	2-1 3R徹底によるごみ減量の推進
	森林造成事業	2-2 持続可能な農林業の推進
重 2-1-2	熱中症警戒アラートに関する周知	
	ハザードマップを活用した防災対策	

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）[環境エネルギー部]
- ・松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画[環境エネルギー部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市農林業振興計画[産業振興部]
- ・松本市健康づくり計画スマイルライフ21[健康福祉部]
- ・松本市地域防災計画[危機管理部]

重点施策 2-2 防災・減災につながる生態系機能の保全・整備(Eco-DRR)の推進

■現状と取組みの方向性

気候変動の影響と考えられる異常気象等による災害が近年頻発しています。県内においても、令和元年（2019年）東日本台風は、千曲川の氾濫等による大きな被害をもたらしました。

このような災害リスクの高まりへの有効な対応策の一つとして、「生態系を活用した防災・減災（Ecosystem based Disaster Risk Reduction、(略称 Eco-DRR)）」が注目されており、豊かな自然に囲まれた本市の環境に合致した重要な考え方です。

市域の約 80 パーセントにも及ぶ広大な森林は、風水害、土砂災害の被害を抑える機能を有しますが、森林が適正に管理された状態において本来の機能を発揮します。

森林等の生態系がグリーンインフラとして最大限力を発揮できるよう適正に管理していくことが、災害に強いレジリエント（強靱）な地域づくりにおいて不可欠であり、同時に、脱炭素や生物多様性の保全にもつながります。

■取組項目

重 2-2-1 生態系機能を重視した森林資源の保全・整備

【SDGs：4、7、11、13、15、17】

（今後の方針）各地区の特性に応じ、森林の生態系機能を意識しながら、従来の取組みを強化します。

重 2-2-2 樹種転換による松枯れ被害林の再生

【SDGs：4、11、13、15、17】

（今後の方針）松枯れの被害にあった森林の樹種転換においては、地域固有種による雑木林等として再生し、本来の生態系機能が発揮できるような環境を目指します。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 2-2-1	有害鳥獣対策事業	4-1 生物多様性の保全
重 2-2-2	松枯れ被害対策事業	2-2 持続可能な農林業の推進

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市森林整備計画[環境エネルギー部]
- ・松本市地域防災計画[危機管理部]
- ・松本市松くい虫被害対策基本方針（平成 30 年度改訂版）[環境エネルギー部]
- ・松本市生物多様性地域戦略（生きものあふれる松本プラン）[環境エネルギー部]

重点施策 2-3 移住・定住促進による持続可能な地域づくり

■現状と取組みの方向性

国内の人口が減少に転じた中、本市においてもその影響を避けることはできません。このまま人口減少、少子高齢化の進行が続けば、農林業の担い手不足の深刻化や地域コミュニティの崩壊につながる恐れがあり、里地里山の荒廃等、自然環境への影響も危惧されます。

一方で、市外の都市部に居住する方を中心に、豊かな自然を身近に感じることができ、本市の環境などに魅力を感じ、長期滞在や移住を希望する方も増加しています。

人口減少の緩和に向けて、本市の貴重な財産である豊かな自然環境を保全し、その魅力を積極的にアピールすることで交流人口の増加や移住・定住の促進を図ります。

■取組項目

重 2-3-1 移住希望者への環境情報の提供【SDGs：8、11、17】
(今後の方針) 豊かな自然環境に魅力を感じる移住希望者に向けて、松本市の環境を積極的にPRします。

重 2-3-2 就農支援と関連したU・I・Jターンの促進【SDGs：2、4、8、15、17】
(今後の方針) 農業等の担い手の確保と地域コミュニティの維持に向けて、積極的に取り組みます。

重 2-3-3 空き家の利活用の推進【SDGs：4、8、11、17】
(今後の方針) 空き家を地域資源として有効活用できる仕組みづくりを検討し、良好な生活環境の保全と移住しやすい環境づくりを推進します。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 2-3-1	松本暮らし定住化促進事業	
重 2-3-2	就農者育成対策事業	2-2 持続可能な農林業の推進
	新規就農者育成対策事業	2-2 持続可能な農林業の推進
重 2-3-3	空き家対策事業	

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市農林業振興計画[産業振興部]
- ・松本市空家等対策計画[建設部]

重点戦略 3

環境教育の充実と協働の推進（全ての取組みの基盤）

重点施策 3-1 ESD 視点での環境教育の推進

■現状と取組みの方向性

ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）とは、一人ひとりが世界の人々や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するための教育のことを言います。あらゆる世代を対象とした環境教育において、この ESD の考え方を取り入れ、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、日々の生活や取組みの中でも持続可能な社会の構築に向けた工夫を継続できる能力・態度を身に付けてもらうことをねらいます。

■取組項目

重 3-1-1 学校等での環境教育の充実 【SDGs：2、4、12、15、17】

（今後の方針）幼いうちから環境を大切にすることを育むために、学校や保育園・幼稚園等での環境教育の充実に、継続して取り組みます。

重 3-1-2 地域・家庭等での環境教育の充実 【SDGs：4、13、15、17】

（今後の方針）市民団体や事業者等との連携による、あらゆる世代を対象とした環境学習の機会の充実に、継続して取り組みます。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 3-1-1	環境教育支援事業	全般
	トライやるエコスクール事業	
	小学校環境教育事業	2-1 3R 徹底によるごみ減量の推進
	園児を対象とした参加型環境教育事業	
重 3-1-2	エコスクール事業	全般
	地区公民館環境講座	
	松本市出前講座	

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・第2次松本市教育振興基本計画[教育部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市食品ロス削減推進計画[環境エネルギー部]

重点施策3-2 環境に優しいライフスタイルへの転換の促進

■現状と取組みの方向性

私たちの暮らしは、経済の発展や技術の革新により、昔と比べて便利で豊かなものとなっています。しかし、大量生産・大量消費に代表される利便性のみを追求したライフスタイルの背景では、資源の無駄遣いや温室効果ガス排出量の増加により、環境が犠牲になってきました。

私たちが消費者としてモノやサービスを選択する上で、利便性や価格だけでなく、そのモノやサービスが、どのような過程を経て生産、提供され、消費や廃棄段階にどのような環境や地域への影響を与えるかも考慮して選んでいくことができれば、環境負荷の低減に大きく貢献することができます。このような消費の仕方をエシカル消費といい、持続可能な社会の構築に向けて必要とされています。

社会全体が環境に優しいライフスタイルへと転換していくためには、エシカル消費や省エネ等の低炭素化に、市民一人ひとりが日常的に取り組むことが必要です。同時に、モノやサービスを提供する事業者による、消費者が選択しやすいような情報提供と、多様な選択肢の用意も重要です。

■取組項目

重 3-2-1 エシカル消費に係る普及・啓発の推進 【SDGs: 4、12、17】

(今後の方針) エシカル消費が市民の消費行動における一般的な考え方として定着するよう、普及・啓発に一層取り組みます。

重 3-2-2 低炭素化に向けた日常的な取組みの推進【SDGs: 7、13、17】

(今後の方針) これまでの取組みを継続し、市民・事業者への省エネのさらなる浸透を図ります。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 3-2-1	消費生活の知識の普及及び啓発に関する事業	
	食品ロス削減事業	2-1 3R徹底によるごみ減量の推進
	まつもとキッズ・リユースひろば事業	
	地産地消の推進	2-2 持続可能な農林業の推進
重 3-2-2	住宅用温暖化対策設備設置推進事業	1-1 低炭素型地域づくりの推進
	地球温暖化防止市民ネットワーク	

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市地球温暖化対策実行計画（平成28年度改訂版）[環境エネルギー部]
- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市食品ロス削減推進計画[環境エネルギー部]
- ・松本市地産地消推進計画[産業振興部]
- ・松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）[交通部]

重点施策 3-3 多様な主体との協働機会の創出

■現状と取組みの方向性

あらゆる環境施策の着実な進行に当たっては、多様な主体とのパートナーシップの強化、協働が不可欠です。市民、事業者、研究機関及び行政等が一体となって環境保全に取り組むことができる体制づくりや必要な支援を行います。

■取組項目

重 3-3-1 市民団体等との協働による環境保全の取組みの推進

【SDGs：4、12、17】

（今後の方針）多様な主体の協働による取組みを継続するとともに、新たな取組みの実施についても検討します。

重 3-3-2 地域での環境保全の取組みの推進

【SDGs：4、11、14、17】

（今後の方針）地域の環境への愛着につながる、住民主体の環境保全への取組みへの支援を行います。

■関連事業等

取組項目	事業名	「計画の5つの柱」の関連項目
重 3-3-1	不用食器リサイクル事業	2-1 3R徹底によるごみ減量の推進
	食品ロス削減事業（松本市食品ロス削減連絡会）	
	地球温暖化防止市民ネットワーク	1-1 ゼロカーボンを目指したまちづくりの推進
重 3-3-2	河川美化活動	5-2 親しめる水辺の創出
	市民労力提供に対する原材料支給事業	5-1 緑化と美化の推進

■関連する市の計画等[所管部局]

- ・松本市一般廃棄物処理計画（平成 30 年度（2018 年度）～令和 9 年度（2027 年度）版）[環境エネルギー部]
- ・松本市食品ロス削減推進計画[環境エネルギー部]
- ・市民活動と協働を推進するための基本指針[住民自治局]

コラム「未来につながる『エシカル消費』」

皆さんは、ものを買うときやサービスを選ぶときに、どんなことを基準にしますか？価格や品質はもちろん大切ですが、それがどこでどのようにして作られたかといった背景や、それを選ぶことによって世の中に与える影響についても考えることが大切です。

このように、人や社会、環境に配慮したものやサービスを選ぶ消費行動のことを、「エシカル（倫理的）消費」といいます。こう言われると、なんだか難しい言葉のように感じてしまいがちですが、この考え方には、毎日の生活の中で、環境にやさしい行動をするためのヒントが詰まっています。

例えば、野菜を買うときに地元の産品を選ぶことは、輸送エネルギーの削減や、地域の農業振興につながります。リサイクル素材を使った商品や、資源保護等に関する認証がある商品を選ぶことは、環境保全に取り組む企業を応援することにつながります。

皆さんも、日々の買い物や食事のときに、少しでも地球や社会のことを考えてみませんか？一人ひとりの消費行動が、地球の未来につながっています。

＜わたしたちができること（例）＞

◇買い物の際にマイバッグを持参する。ストローやカトラリーなど、使い捨てプラスチックの使用を減らす。

◇必要な食品を必要な量だけ購入する。食べ残しを減らす。（食品ロス削減）

◇省エネや節電につながる行動を実践する。

◇リサイクル素材を使った製品や、省エネ製品などを購入する。（グリーン購入）

◇地元の農産物を選んで購入する。（地産地消）

◇フェアトレード商品を購入する。

（フェアトレード：開発途上国の減量や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、開発途上国の生産者・労働者の生産力や経済状況の向上を目指す貿易の仕組み）

◇寄付つき商品を購入する。

◇エシカル消費に関連する認証ラベル・マークのついた商品を購入する。

（認証ラベル・マークの例）

 <p>エコマーク 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル</p>	 <p>MSC 認証 水産資源と環境に配慮し適切に管理された、持続可能な漁業で獲られた天然の水産物であることを証明する「海のエコラベル」</p>
 <p>FSC 認証 適切に管理された森林の木材と、その木材から作られた製品であることを証明するラベル</p>	 <p>国際フェアトレード認証 社会的、環境的、経済的基準について定めた国際フェアトレード基準を満たしていることを証明するラベル</p>

第6章 計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

松本市環境基本条例では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な推進体制を整備することとされています。そこで、計画の推進に当たっては、庁内関係部署で組織する環境保全施策庁内推進会議により、計画の進行管理を行いながら、全庁的な取組みを展開します。

また、内容が多岐にわたる本計画は、市民、事業者、滞在者及び市が共に推進していく必要があります。加えて、地球温暖化対策を始めとする、より広範な連携が必要とされる分野では、国・県及び他の地方自治体、大学等の研究機関、様々な市民組織等と連携・協力し、効果的な環境施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理

第4次松本市環境基本計画が目指す環境像を実現するための施策を「第5章 施策の展開」で示していますが、その実効性を確保していくためには、各計画の進行管理が重要です。そこで、図6-1に示すとおり、PDCAサイクル（Plan・Do・Check・Action）に基づく進行管理を行います。

(1) 施策の実施状況の把握

本計画に位置付けている施策の実施状況については、数値目標のあるものだけでなく、数値として表現できない施策についても具体的事業の内容等を把握し、計画の適切な進行管理を行います。

(2) 施策の実施状況の公表

上記で把握した施策の実施状況等を取りまとめた「第4次松本市環境基本計画年次報告書」を毎年作成して、環境審議会に報告するとともに、市民に公表します。

(3) 環境審議会

環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、調査・審議する市長の諮問機関として設置されています。

環境審議会は、学識・知識経験者、公共的団体等の役職員、公募、関係行政機関の職員で構成され、市民代表の進行管理組織として、計画の実施状況についての調査審議をします。また、その結果は、市民に公開するとともに、計画の推進に反映します。

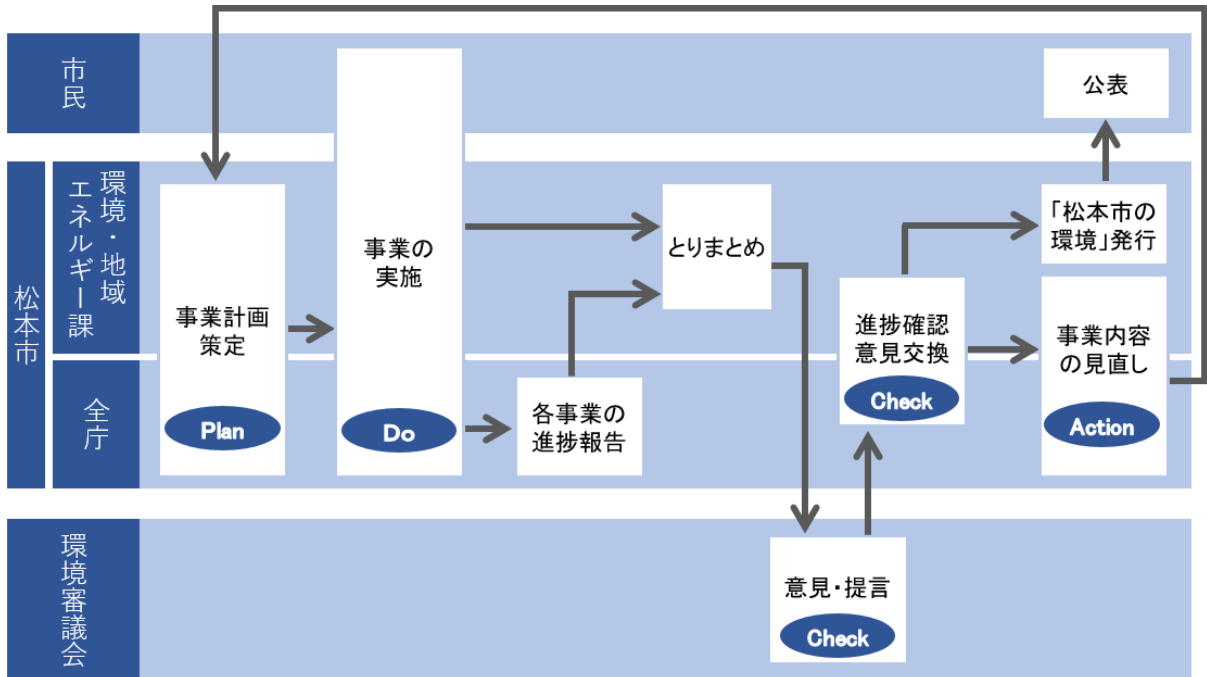


図 6 - 1 PDCA サイクルによる進行管理

3 計画の見直し

社会状況や環境を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合等には、計画期間中であつても計画の見直しを行います。

また、計画期間の中間年度となる令和 7 年度（2025 年度）に、計画の指標及び数値目標等に関する中間見直しを行います。

参 考 資 料

第4次環境基本計画策定の経過

松本市環境審議会委員名簿

松本市環境基本条例

用語解説

第4次環境基本計画策定の経過

- 令和2年2月7日
令和元年度第20回定例庁議にて計画の策定について協議
- 令和2年3月17日
令和元年度第3回松本市環境審議会にて計画の方針について協議
- 令和2年6月5日～17日
第1回第4次松本市環境基本計画策定専門部会にて計画骨子(案)について協議(書面開催)
- 令和2年6月29日
令和2年度第1回松本市環境審議会にて計画骨子(案)について協議
- 令和2年7月21日
令和2年度第1回松本市環境保全施策庁内推進会議にて計画骨子(案)について協議
- 令和2年8月3日
第2回第4次松本市環境基本計画策定専門部会にて計画骨子(案)及び計画の指標・目標値について協議
- 令和2年9月4日
令和2年度第2回松本市環境審議会にて計画の指標・目標値等について協議
- 令和3年2月19日
第3回第4次松本市環境基本計画策定専門部会にて計画(素案)について協議
- 令和3年2月22日
令和2年度第2回松本市環境保全施策庁内推進会議にて計画(案)について協議
- 令和3年3月18日
令和2年度第4回松本市環境審議会にて計画(案)について協議
- 令和3年6月22日
令和3年度第6回定例庁議にて計画(案)について協議
- 令和3年7月12日
松本市議会建設環境委員協議会にて計画(案)について協議
- 令和3年7月13日～8月12日
パブリックコメントの実施
- 令和3年8月30日
第4次松本市環境基本計画策定

松本市環境審議会委員名簿

1 第13期松本市環境審議会

役職	氏名	選出分野等
会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
副会長	中澤 孝	松本市町会連合会（副会長）
	赤羽 里美	長野県松本警察署（生活安全第二課長）
	赤廣 三郎	松本商工会議所 専務理事
	臼田 浩秀	長野県松本地域振興局（環境・廃棄物対策課長）
	金沢 謙太郎	信州大学全学教育機構基幹教育センター環境社会学 教授
	桐原 俊郎	元松本市消費者の会（環境部会）
	小松 直彦	松本市校長会（鎌田中学校長）
	高村 幸典	公募委員
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科 准教授
	中澤 朋代	松本大学総合経営学部・観光ホスピタリティ学科 准教授
	中野 繭	公募委員
	藤山 静雄	公募委員
	前澤 秀彦	松本市医師会（理事）
	松澤 幹夫	松本ハイツ 農業協同組合（代表理事専務理事）
	松山 紘子	公募委員
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等
	村上 さよ子	公募委員
	森川 政人	環境省中部山岳国立公園管理事務所（所長）
	山田 信司	松本市環境衛生協議会連合会（会長）

（五十音順・敬称略）

2 松本市環境審議会第4次松本市環境基本計画策定専門部会

役職	氏名	選出分野等
部会長	野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学 教授
副部会長	桐原 俊郎	元松本市消費者の会（環境部会）
	茅野 恒秀	信州大学人文学部人文学科 准教授
	中野 繭	公募委員
	宮澤 信	長野県地球温暖化防止活動推進員、公害防止管理者等
専門委員	小林 達矢	長野県NPOセンター 事務局次長

（五十音順・敬称略）

松本市環境基本条例

平成10年3月13日条例第1号
改正 平成12年3月2日条例第1号
平成27年3月13日条例第2号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針（第8条）
 - 第2節 基本的施策（第9条—第22条）
 - 第3節 施策の推進体制等（第23条・第24条）
- 第3章 松本市環境審議会（第25条—第27条）
- 附則

前文

わたくしたちのまち松本は、我が国を代表する北アルプス連峰や美ヶ原高原などの雄大な山なみ、そして安曇野をはじめとした田園地帯に囲まれ、清らかな水、澄んだ空気、豊かな緑などの素晴らしい自然環境の恵みを受け、先人の努力の中で歴史を刻み、文化を築き、香り高き都市として発展してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、わたくしたちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーの大量消費、廃棄物の大量発生、身近な自然の減少、都市生活型公害などの増加を引き起こし、更にはあらゆる生物の生存基盤である地球環境までもが損なわれるおそれを生じさせている。

もとより、わたくしたちは誰もが、健康で安全な生活を営み、潤いとやすらぎのある良好な環境を享受する権利を有するとともに、この環境を将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

わたくしたちは、自然環境の保全が大きな意義のあること並びに環境が地球に住むあらゆる生物の共有財産であることを強く自覚し、すべての人々の参加と連携のもと、松本の良好な環境の保全と創造を推進するため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ

ろによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 良好な環境 土地利用、人口等の社会環境とあらゆる生物の自然環境との調和によって生ずる快適性、安全性等に優れた質の高い環境をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、本市の恵まれた環境を保全し、更に健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を確保するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴い生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本市に滞在する者は、基本理念に基づき、環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策を次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康又は生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、安全で、安心して生活のできる生活環境を確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を自然的かつ社会的条件に応じて体系的に保全しつつその適正な利用を図ることにより、人と自然との豊かなふれあいを確保し、質の高い自然環境を保全すること。
- (3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (4) 自然環境と一体となった美しい景観並びに歴史的及び文化的な特性を生かした良好な環境を創造すること。
- (5) 身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、潤いのある環境を創造すること。
- (6) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。
- (7) 市民及び事業者（以下「市民等」という。）の環境の保全等に資する自発的かつ積極的な取組みが促進されること並びに市民等の意見が反映されること。

第2節 基本的施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 環境への配慮の指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条に規定する松本市環境審議会の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての環境優先）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第11条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の状況等の公表）

第12条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

（規制的措置）

第13条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

（経済的措置）

第14条 市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置をとるよう誘導するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業に係る環境配慮）

第15条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

（資源の有効利用の促進等）

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査の実施及び監視体制等の整備）

第17条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査の実施、監視及び調査研究等の体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全等に資する施設の整備）

第18条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

（自然環境の保全）

第19条 市は、自然環境の維持及び保全のための山林及び農地の保全活用、多様な野生生物の生育、生息地の保護等について必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興）

第20条 市は、市民等の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の自発的な活動の促進）

第21条 市は、市民等及び民間団体が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（環境情報の整備と提供）

第22条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 施策の推進体制等

（推進体制の整備）

第23条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的推進のため、必要な体制を整備するものとする。

（地球環境の保全等に関する協力）

第24条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 松本市環境審議会

（設置）

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、松本市環

境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全等に関する基本的事項について調査及び審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する基本的事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第26条 審議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する。

- 6 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査及び審議するため、専門部会を置くことができる。

（委任）

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

以下略

用語解説

【あ行】

ESG投資

ESG投資とは、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）の要素も考慮した投資のことを指します。企業経営の持続可能性を評価する概念の普及により、気候変動などを念頭に置いた長期的なリスクマネジメント等を評価する指標として、近年、SDGsと合わせて注目されています。

ESD

ESD（Education for Sustainable Development）は、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。ESDは、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等の人類の開発活動に起因する様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題解決につながる新たな価値観や行動変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

エコ通勤

地球温暖化対策として、市民一人ひとりが取り組みやすい手段の一つとして、「マイカー」の通勤利用をできる限り減らし、徒歩、自転車、公共交通利用等に転換することです。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地

域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方のことです。

エシカル消費

エシカル消費（倫理的消費）とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを指します。

オープンガーデン

オープンガーデンは1927年にガーデニングの先進国イギリスで始まりました。松本市では平成16年度（2004年度）から、花いっぱい運動の一層の推進につなげるため、個人及び法人、町会等団体の庭を、オーナーが時期を定めて無料で公開するオープンガーデン事業を実施しています。

温室効果ガス

大気圏にあって地表面から放射された赤外線の一部を吸収することにより「温室効果」をもたらす気体の総称のことです。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等があります。

【か行】

外来種

海外から我が国に導入されることにより、本来の生息地・生育地の範囲外に生息・生育することになる生物種のことです。中でも国内の生態系や本来生息するとされる在来種に重大な影響を及ぼすものを「特定外来生物」と言い、輸入・販売・飼養等が禁止されています。特定

外来生物の例として、アレチウリ、オオキンケイギク、オオカワヂシャ、オオハングソウ、ブラックバス、アライグマ等が挙げられます。

カーボンニュートラル

カーボンニュートラル(炭素中立)とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、排出量を実質ゼロとする状態を指します。ゼロカーボンと同義です。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)により、地方公共団体も物品の調達について努力するよう義務付けられています。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された窒素酸化物と炭化水素などが、大気中で太陽光線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成されるもので、オゾン、過酸化物質などの酸化力の強い物質のうち、中性のヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離させる物質(二酸化窒素を除く)を言います。太陽光線の強い時期に高濃度のオキシダントが発生します。

交通分担率

人がある目的を持って、ある地点からある地点へ移動する単位をトリップとい

います。全体のトリップに対する移動手段別の割合を、交通分担率といいます。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスをエネルギー源として、持続的に利用できると認められるエネルギーをいいます。

シェアリングエコノミー

シェアリングエコノミーとは、個人や企業等が所有する活用可能な資産(物や場所、技能など)を、インターネットを介して不特定多数の個人等が利用する経済活動のことを言います。資源の無駄をなくす 3R のうち、特に重要な 2R(リデュース、リユース)を推進するビジネスモデルとして普及しつつあります。松本市では、平成 31 年(2019 年)3 月から、シェアサイクル事業を推進しています。

COD(化学的酸素要求量)

水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れがひどいことを示しています。一般的に、湖沼における有機性汚濁の指標(環境基準)とされています。

自然エネルギー

自然現象で生じるエネルギーを取り出して利用するもので、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などを指します。有限で枯渇性の石油・石炭などの化石燃料などとは対照的に、資源枯渇のおそれがない「再生可能エネルギー」の主要な要素を占めます。

消化ガス発電

下水道汚泥を減容化するために、宮瀧及び両島浄化センターでは消化タンクで嫌気性分解を行っています。その過程で発生する消化ガス(メタンガスが主成分)を燃料として発電することをいいます。この電力を用いることで、浄化センターで消費する商用電力の一部が節減されます。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

土壌・水・植物中のあらゆる場所に存在し、無味・無臭・無色透明で、水に溶けやすいため土壌に保持されにくい性質を有します。地下水や河川水に溶け出し、湖沼などに多量に流入すると富栄養化の問題を引き起こします。硝酸性窒素は乳児の胃などで一部が還元されて亜硝酸性窒素となり、赤血球のヘモグロビンを酸化してメトヘモグロビンに変化すると、血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こします。

水道水有効率

水道施設及び給水装置を通じて給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標です。

3R（スリーアール）

環境問題を考えていく上で、ごみと資源に関わる問題を解決していくキーワードです。

- Reduce（リデュース）：廃棄物の発生抑制（ごみになるものをできるだけ持ち込まない、必要のないものは買わない、ごみの量を減らすこと。）
- Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使えるものを選び、できるだけ何度も使うこと。）
- Recycle（リサイクル）：再生利用（ごみを資源として別の製品の材料として再利用すること。）

政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel On Climate Change）のことです。各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題に関して政府レベルで検討する場として、1988年に設立された国連組織。地球温暖化に関する最新の自然科学的及び社会科学的知見をまとめ、報告書を出しています。

生物多様性

全ての生きものの中には、大きさ、形、色、あるいは遺伝子などに様々な違いがあります。また、生きものたちは、互いに影響し合い、そのつながりにより全体のバランスが保たれています。生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の三つのレベルで捉えることができます。

絶滅危惧Ⅰ類

希少野生動植物のうち、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い動植物。希少野生動植物は高山帯や湿地帯等の特異的な自然環境に生息するため、生育範囲が狭く、環境汚染や地球温暖化、特定外来生物の影響による数の減少が懸念されています。中でも危機的水準にまで減少している、生息状況が著しく悪化している、ほとんどの分布域に交雑のおそれのある別種が侵入している等のものが絶滅危惧Ⅰ類とされています。

絶滅危惧Ⅱ類

希少野生動植物のうち、絶滅の危険が増大している野生動植物のことです。絶滅危惧Ⅰ類ほどではありませんが、大部分の個体群で個体数が大幅に減少している、大部分の生息・生育地で生息状況が明らかに悪化しつつある、分布域の相当部分に交雑可能な別種が侵入している

等のものが当てはめられます。

ゼロカーボン

ゼロカーボンとは、CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することで、二酸化炭素実質排出量ゼロとなる状態を指します。松本市は、令和2年（2020年）、気候非常事態宣言を行い、2050年にゼロカーボンシティの達成を目指すことを表明しました。

ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

【た行】

太陽光発電

屋根等に設置した太陽電池を用いて太陽光を電気に変換して使用するシステムのことで、発電に際して二酸化炭素などが発生しないクリーンなエネルギーの一つです

都市計画マスタープラン

都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。これは市町村が創意工夫のもと、住民の意見を反映させて、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりのビジョンを具体的かつきめ細かく定めるものです。

トライやるエコスクール

特色ある学校づくりの一環として、地域の歴史・文化・自然などの素材の活用を図りながら、学校全体で取り組む教育実践活動です。また、小中学校環境教育支援事業等を活用し、学校教育における環境教育の充実を図るものです。

【な行】

農業集落排水

農業集落内のし尿や生活雑排水などを集め、浄化処理する施設のことです。なお、人口が集積する都市部では、公共下水道により処理しています。

【は行】

バイオマス

エネルギー源又は化学・工業原料として利用される生物体や生物体をそのように利用することをいいます。

パークアンドライド事業

最寄りの駅やバス停まで車を利用し、パークアンドライド駐車場に駐車（パーク）し、電車やバスに乗り換えて（ライド）、目的地まで向かうシステムのことで、

花いっぱい運動

昭和27年（1952年）、戦後まちが荒廃し人々の心もすさむ中、「社会を美しく・明るく・住みよく」し、また花を通じて人々の気持ちをより豊かにとの願いを込め、当時本市の小学校の教員だった小松一三夢先生により始まった運動です。

パリ協定

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年度以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた協定のことです。長期的には、産業革命前からの気温上昇を 2 度より低く抑え、1.5 度未満を努力目標とすることが掲げられています。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定期間、一定温度のもとで好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示します。

PCB

PCB とは、Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）という化学物質の略称です。PCB の特徴として不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的に安定な性質を有することから、様々な用途で利用されていましたが、人体への毒性が報告されたことにより、現在は製造・輸入ともに禁止されています。PCB 特別措置法により、高濃度 PCB 廃棄物処理を地域ごとに定められた処分期間内に処分することが義務付けられています。

【ま行】

水めぐり井戸整備事業

中心市街地内で自噴する井戸を分散配置して整備し、災害時の生活用水の確保を図り、また観光資源や市民の水汲み場として活用する事業です。

緑の基本計画

市町村がその区域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を

総合的かつ計画的に実践するための計画のことです。松本市緑の基本計画として平成 27 年（2015 年）3 月に策定されました。

緑の社会資本

森林は、林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮を通じて人々に多くの恩恵を与えていることから、持続可能な社会を支えるかけがえのない基盤として、世代を超えて利用される社会全体の共通の財産という意味で使用しています。

モータリゼーション

自動車が生計必需品として普及する現象、自動車の大衆化のことです。

【ら行】

歴史的風致維持向上計画

本市は、松本城を始めとする歴史的建造物や城下町の町割が残され、歴史や伝統を反映した人々生活が営まれ、固有の風情、情緒、たたずまい（歴史的風致）を醸しだしています。しかし、諸課題により、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の活動が失われつつあることから、これらのものを維持向上させ次代に引き継ぐことを目的として策定した計画です。

歴史文化基本構想

地域の文化財を、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本構想。テーマに沿ってまとめられた文化財と周辺環境を、「関連文化財群」としてとらえ、地域の新たな魅力・価値・つながりを発見するためのものです。

【わ行】

ワーケーション

ワーケーションとは、ワークとバケーションを組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方です。